

第3期 那須塩原市障害者計画

ともに生きる社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ

地域とのつながりの中で

自立した生活を送れる社会を目指す

平成30年3月

那須塩原市



はじめに

本市では、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指し、「第2期那須塩原市障害者計画」及び「第4期那須塩原市障害福祉計画」を策定し、「ともに生きる社会づくり」市長写真 け、各種施策を推進してきました。

この間平成25年には「障害者総合支援法」の施行、平成27年には「障害者の権利に関する条約」の批准、平成28年には「障害者差別解消法」が施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に対応するために、行政の役割や責任はますます大きくなっています。

市では、こうした中、障害者施策のさらなる充実を図るため、「第3期那須塩原市障害者計画」及び「第5期那須塩原市障害福祉計画」を策定しました。

この計画では、前計画の基本理念「～ともに生きる社会づくり～、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す。」を継承し、「地域密着型相談支援体制の確立」「自立と社会参加」「リハビリテーション理念の実現」「障害者の権利擁護」を基本目標に、各種施策を取り組むことといたしました。

市は、基本理念や基本目標の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、本市の障害者施策の一層の充実を図って参りますので、引き続き市民の皆様からの御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に大きなお力添えをいただきました那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の皆様、そして、障害者福祉に関するニーズ調査やパブリックコメント等を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様から心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

那須塩原市長 君島 寛

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画の位置付け	2
第 2 節 計画の対象者	2
第 3 節 計画の期間と見直し	3
1 本計画の計画期間	3
2 関係計画の計画期間	3

第 2 章 障害のある人の現況

第 1 節 人口・障害のある人の状況	4
1 人口の推移と将来推計	4
2 世帯数の推移と将来推計	5
3 老年人口の推移と将来推計	6
4 年少人口の推移と将来推計	7
5 生産年齢人口の推移と将来推計	8
6 要介護者数の推移と将来推計	9
7 障害のある人の状況	10
第 2 節 障害者関連施策の状況	14
1 主な福祉サービスの利用状況（平成 28 年度実績）	14
2 補装具費支給の利用状況（平成 28 年度実績）	17
3 日常生活用具の給付状況（平成 28 年度実績）	19
4 更生医療・育成医療の利用状況（平成 28 年度実績）	20
5 各種手当の支給状況（平成 28 年度実績）	23
6 特定疾患患者見舞金制度の利用状況	24
7 計画策定のためのアンケート調査	25
(1) 障害者福祉に関するニーズ調査	25
(2) 地域福祉に関する意識調査	25

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本理念	26
第 2 節 計画の基本目標	27
第 3 節 施策の体系	28

第4章 分野別施策の現状と課題及び目指すべき方向

第1節	生活支援体制の充実	29
	(1) 相談支援体制の推進	29
	(2) 福祉サービスの充実	31
第2節	保育・教育体制の充実	42
	(1) 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実	42
第3節	雇用・就業の促進	46
	(1) 障害のある人の雇用の拡大	46
第4節	生活環境の整備	49
	(1) 障害のある人にもやさしいまちの実現	49
	(2) 防災、防犯対策の充実	53
第5節	スポーツ・文化及び地域活動の推進	55
	(1) スポーツ、文化活動の充実	55
	(2) 各種地域活動への参加	58
第6節	情報・コミュニケーション体制の充実	59
	(1) 障害特性に応じた適正な情報提供の推進	59
第7節	保健・医療体制の充実	61
	(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見及び医療体制の充実	61
	(2) リハビリテーション体制の充実	64
第8節	啓発・広報活動等の充実	65
	(1) 啓発・広報普及活動の推進	65
	(2) 福祉教育の推進	69
	(3) ボランティア活動の推進	71
第9節	権利擁護対策の充実	75
	(1) 権利擁護対策の推進	75

第5章 計画の推進体制

第1節	計画の普及啓発	77
第2節	計画の推進体制	77

資料

1	計画の策定経過	78
2	那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	79
3	策定委員会委員名簿	81

第 1 章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

障害者計画は、全ての市民が障害の有無に関わらず、地域の中でお互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らせることができる地域社会を実現することを目的とするもので、障害者の自立及び社会参加等の支援等のための施策の基本的方向を定めるものです。

国では、平成15年に従来の措置制度に代わる支援費制度、平成18年には障害者自立支援法、平成25年度には障害者総合支援法と改正し、障害福祉サービスの整備を図ってきました。また、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、障害者が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、地域社会における共生等、差別の禁止、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念として実施することとしています。

県では、「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」を策定し、「障害者の自立と社会参加」を基本目標に、「共に生きるとちぎをつくるために」「とちぎで安心して暮らすために」「とちぎで自分らしく輝くために」を柱に障害者施策に取り組んでいます。

これまで本市においては、国・栃木県等の動向及び障害のある方の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため「第2期那須塩原市障害者計画（平成24年度から29年度）」を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

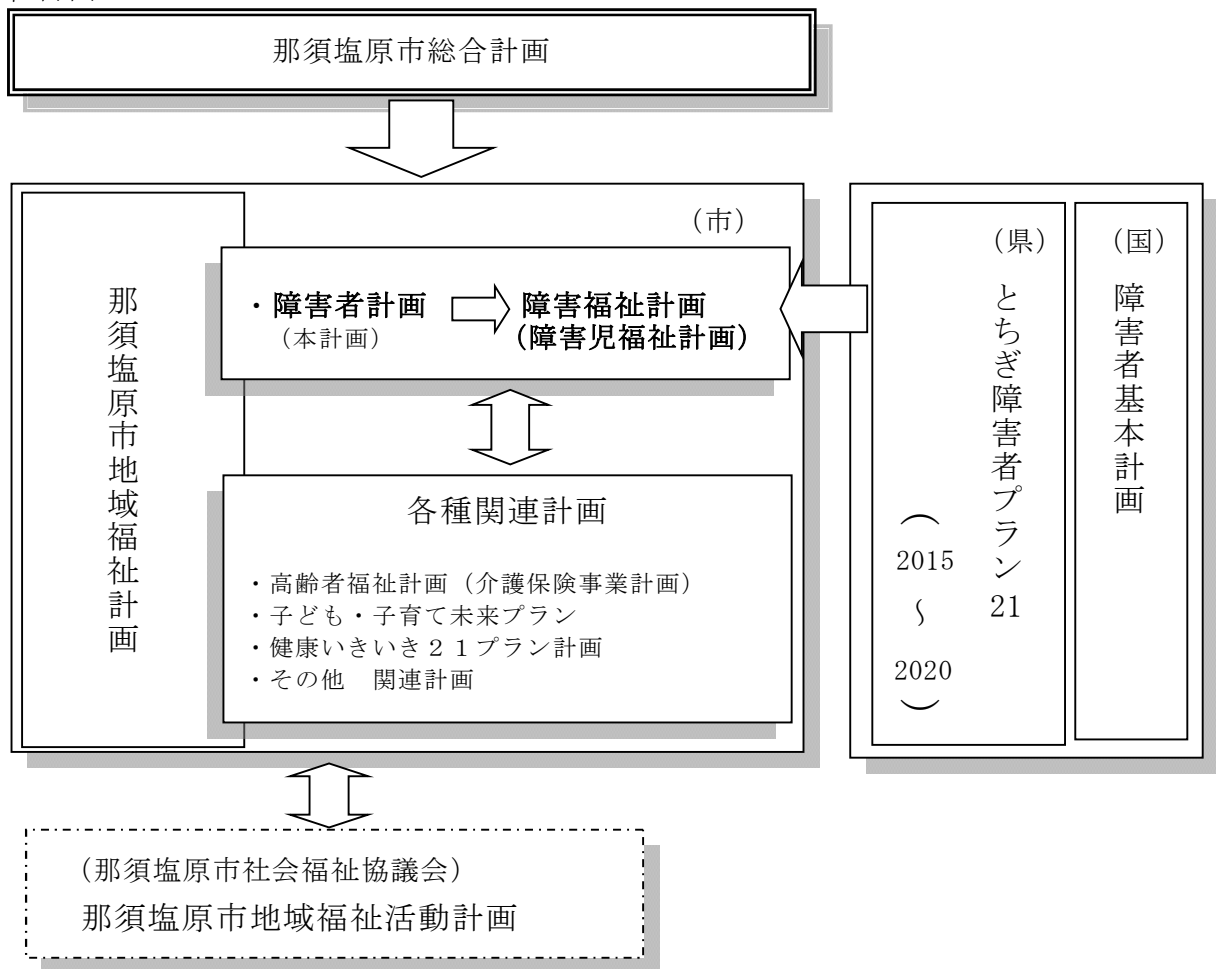
本計画は、第2期那須塩原市障害者計画の最終年度に当たり、これまでの施策の進捗評価を行うとともに、関係法令や社会環境等の変化を踏まえ策定するものです。

第 1 節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている「市町村障害者計画」であるとともに、国の「障害者基本計画」や県の「とちぎ障害者プラン 21（2015～2020）」を踏まえたものとしします。

また、那須塩原市総合計画の障害者福祉施策の部門別計画と位置づけ、「那須塩原市地域福祉計画」「那須塩原市高齢者福祉計画」「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」「健康いきいき 21 プラン計画」等と整合性を図るものとしします。

上位計画



第 2 節 計画の対象者

計画の推進・達成のためには、障害の有無にかかわらず、個人、団体、法人等の市内全ての人々の参加と協働が必要不可欠な要素となります。

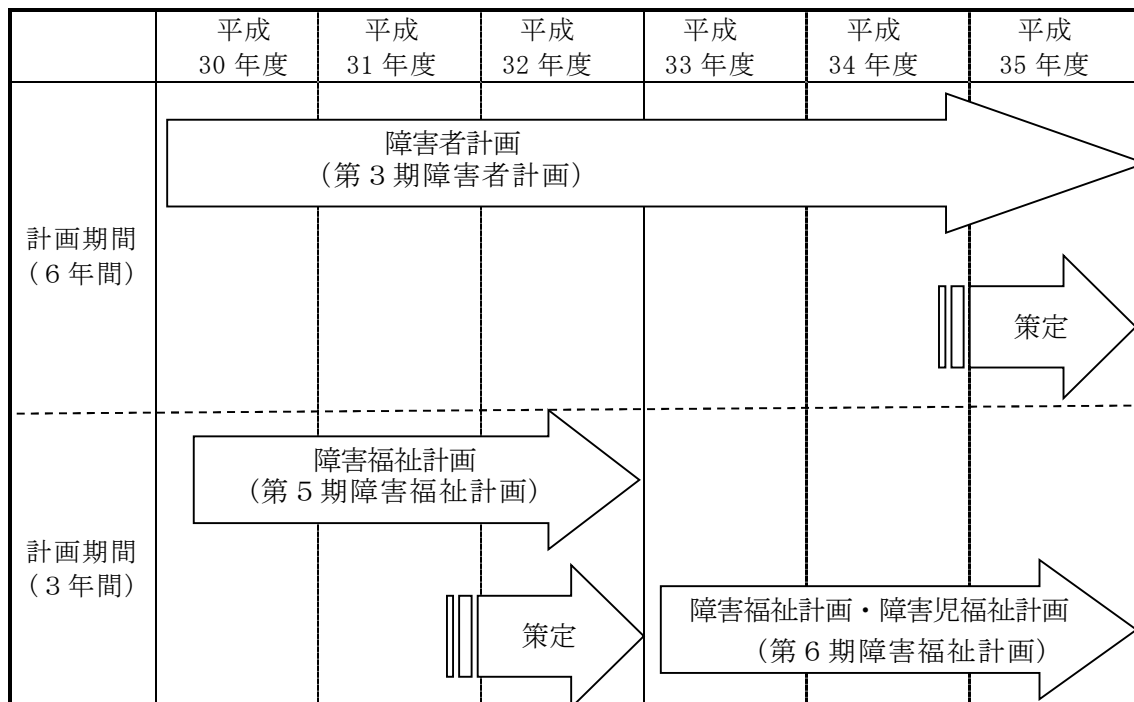
こうしたことから、計画の対象者は、全ての市民、企業、行政、各種団体等としします。

また、この計画における「障害のある人」の範囲は、障害などが原因で日常生活又は社会生活において支援と配慮が必要な人としします。

第 3 節 計画の期間と見直し

1 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。
ただし、必要に応じて見直すものとします。



2 関係計画の計画期間

- 障害者基本計画（国） 平成 30 年度 ⇒ 平成 34 年度
- とちぎ障害者プラン 2.1（2015～2020）
 - 県障害者計画 平成 27 年度 ⇒ 平成 32 年度
 - 県障害福祉計画 平成 30 年度 ⇒ 平成 32 年度
- 那須塩原市総合計画
 - 基本計画（前期） 平成 29 年度 ⇒ 平成 33 年度
 - 基本計画（後期） 平成 34 年度 ⇒ 平成 38 年度
- 那須塩原市地域福祉計画 平成 29 年度 ⇒ 平成 33 年度
- 那須塩原市障害福祉計画 平成 30 年度 ⇒ 平成 32 年度
（障害児福祉計画）
- 那須塩原市高齢者福祉計画 平成 30 年度 ⇒ 平成 32 年度

第2章 障害のある人の現況

第 1 節 人口・障害のある人の状況

1 人口の推移と将来推計

平成 22 年の本市の総人口は、117,812 人、平成 27 年の総人口は 117,146 人です。

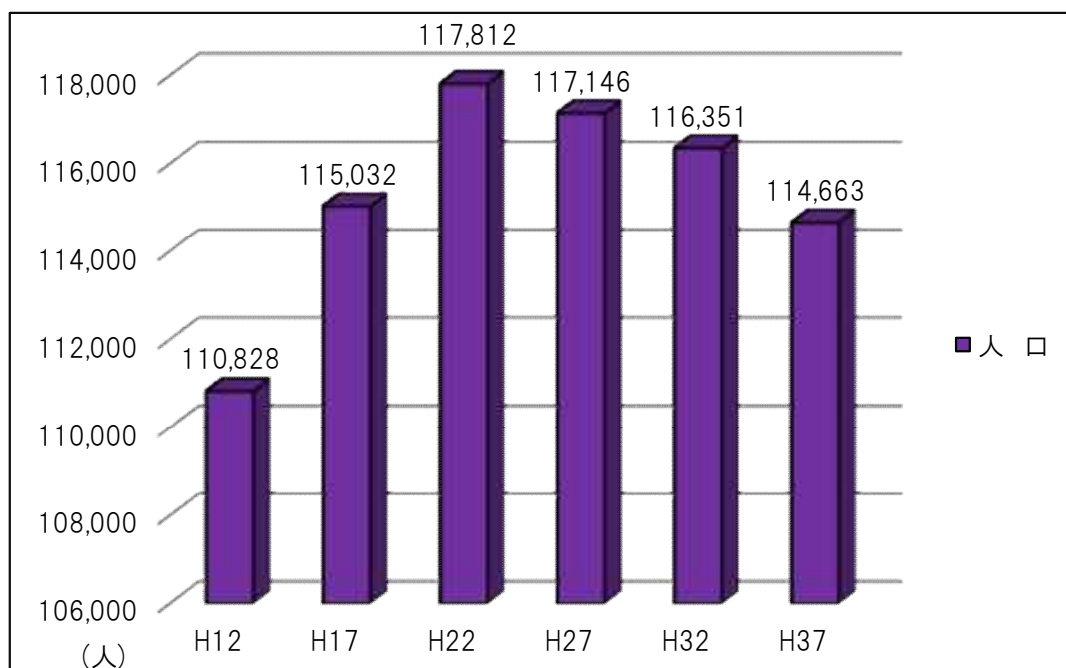
平成 22 年と平成 27 年を比較すると 666 人の減少で、5 年間で 0.6% の減となっています。

また、平成 37 年度には総人口が 114,663 人となる見込みであり、緩やかに減少が続く予測となっています。

人口の推移及び将来推計

(単位：人)

	H12	H17	H22	H27	H32	H37
人 口	110,828	115,032	117,812	117,146	116,351	114,663



(資料：国勢調査及び第 2 次那須塩原市総合計画)

2 世帯数の推移と将来推計

平成22年の世帯数は、44,602世帯、平成27年の世帯は45,608世帯です。平成22年と平成27年を比較すると1,006世帯の増加で、5年間において2.3%の増となっています。

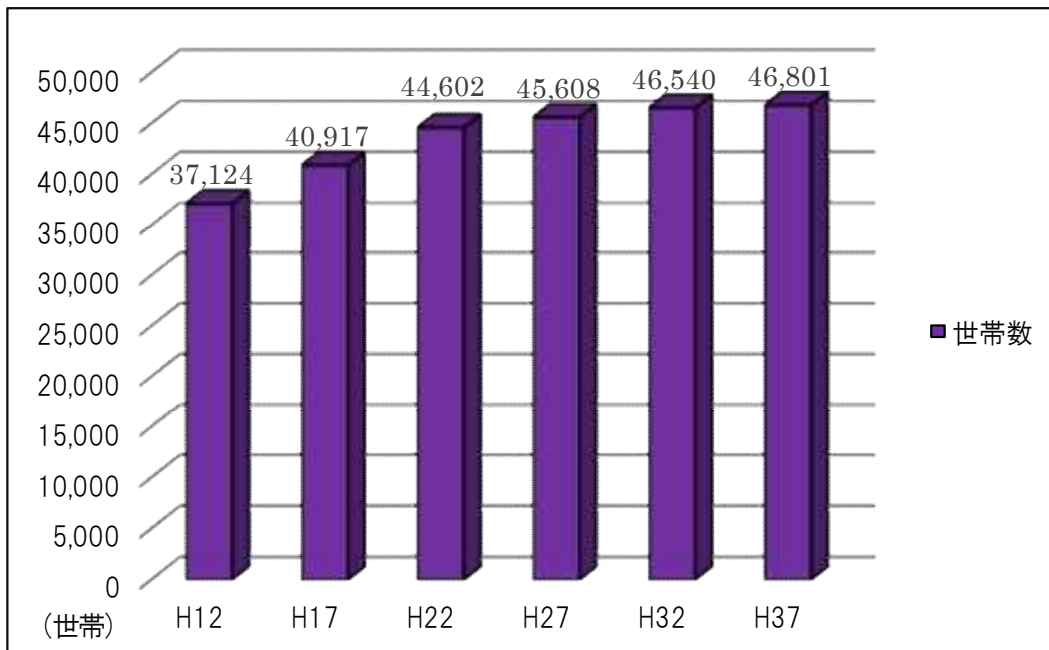
一世帯当たりの人員は、平成17年で2.8人、平成22年では2.6人、平成27年では2.5人となっています。

世帯数は、平成37年には46,801世帯になる見込みであり、緩やかに増加していく予測となっています。また、一世帯当たりの世帯人員は、平成37年には2.4人となり緩やかに低下することが予測されます。

世帯数の推移及び将来推計

(単位：世帯)

	H12	H17	H22	H27	H32	H37
世帯数	37,124	40,917	44,602	45,608	46,540	46,801



(資料：国勢調査及び第2次那須塩原市総合計画)

3 老年人口の推移と将来推計

平成22年の老年人口（※1）は22,968人、平成27年の老年人口は27,944人です。平成22年と平成27年を比較すると4,976人の増加で、5年間で21.7%の増となっています。

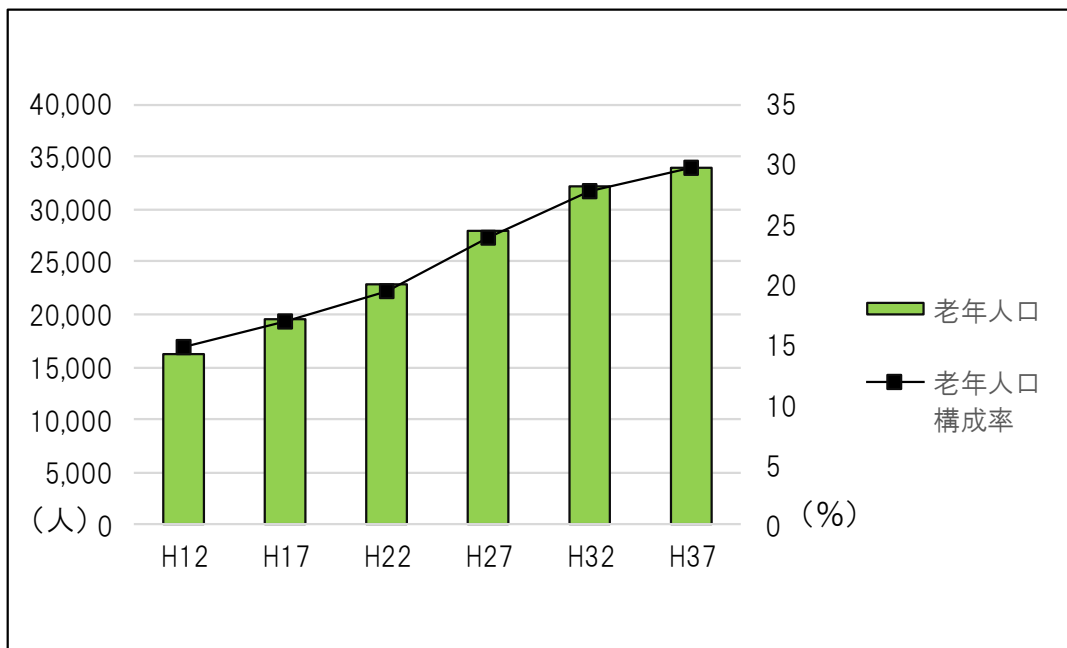
老年人口構成率は平成22年では19.5%、平成27年では23.9%となっており、高齢化が進んでいます。

団塊の世代がすべて後期高齢者になる平成37年には、老年人口は34,008人になる見込みで、増加を続ける予測となっています。また、老年人口構成率も、平成37年には29.7%と増加を続ける予測となっています。

老年人口、構成率推移及び将来推計

（単位：人、%）

	H12	H17	H22	H27	H32	H37
老年人口	16,250	19,523	22,968	27,944	32,210	34,008
老年人口 構成率	14.7	17.0	19.5	23.9	27.7	29.7



（資料：国勢調査及び第2次那須塩原市総合計画）

※1 老年人口とは、65歳以上の人口をいいます。

4 年少人口の推移と将来推計

平成22年の年少人口（※1）は17,087人、平成27年の年少人口は15,836人です。平成22年と平成27年を比較すると1,251人の減少で、5年間で7.3%の減となっています。

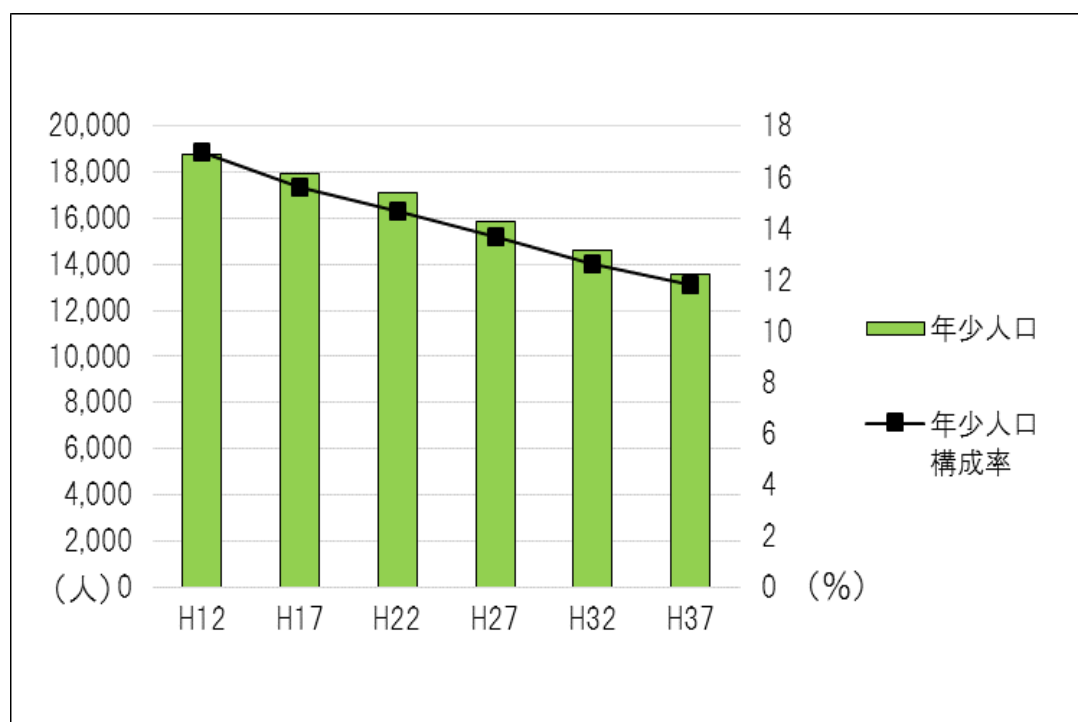
年少人口構成率も平成22年では14.5%、平成27年では13.5%となっており、減少しています。

平成37年には、年少人口は13,560人になる見込みで、減少を続ける予測となっています。また、年少人口構成率も、平成37年には11.8%と減少を続ける予測となっています。

年少人口、構成率推移及び将来推計

（単位：人、%）

	H12	H17	H22	H27	H32	H37
年少人口	18,792	17,955	17,087	15,836	14,645	13,560
年少人口 構成率	17.0	15.6	14.5	13.5	12.6	11.8



（資料：国勢調査及び第2次那須塩原市総合計画）

※1 年少人口とは15歳未満の人口をいいます。

5 生産年齢人口の推移と将来推計

平成22年生産年齢人口（※1）は76,424人、平成27年の生産年齢人口は71,997人です。平成22年と平成27年を比較すると4,427人の減少で、5年間で5.8%の減となっています。

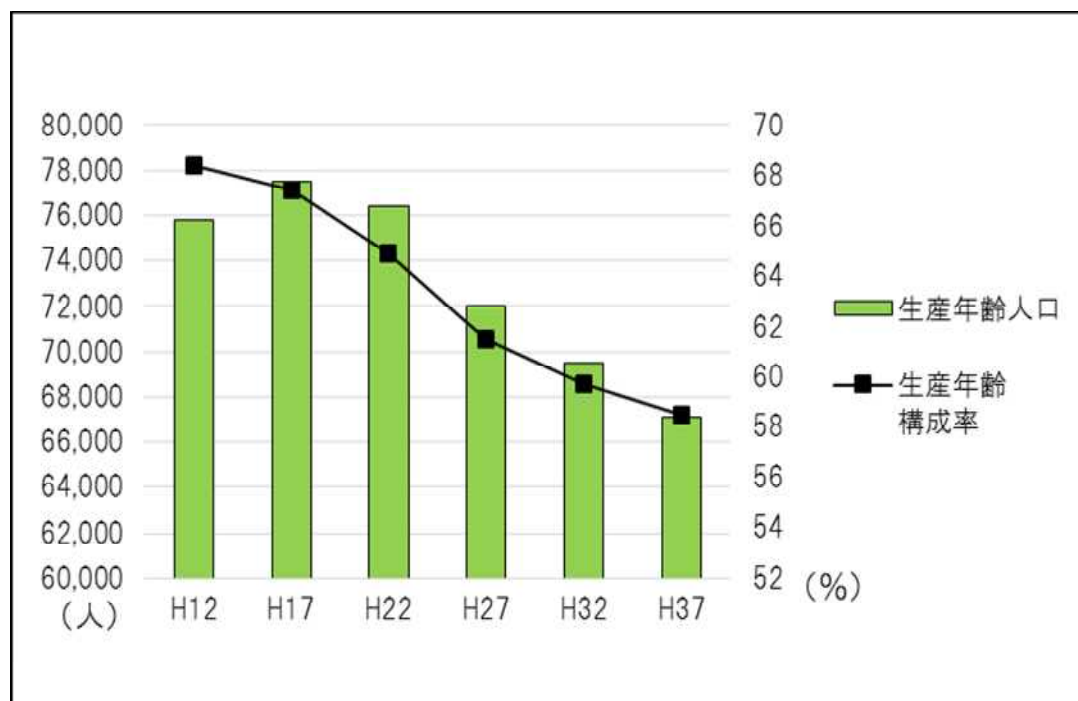
生産年齢人口構成率も平成22年では64.9%、平成27年では61.5%となっており、減少しています。

平成37年には、生産年齢人口は67,095人になる見込みで、減少を続ける予測となっています。また、生産年齢人口構成率も、平成37年には58.5%と減少を続ける予測となっています。

生産人口、構成率推移及び将来推計

(単位：人、%)

	H12	H17	H22	H27	H32	H37
生産人口	75,785	77,505	76,424	71,997	69,496	67,095
生産人口 構成率	68.4	67.4	64.9	61.5	59.7	58.5



(資料：国勢調査及び第2次那須塩原市総合計画)

※1 生産年齢人口とは15歳以上65歳未満の人口をいいます。

6 要介護者数の推移と将来推計

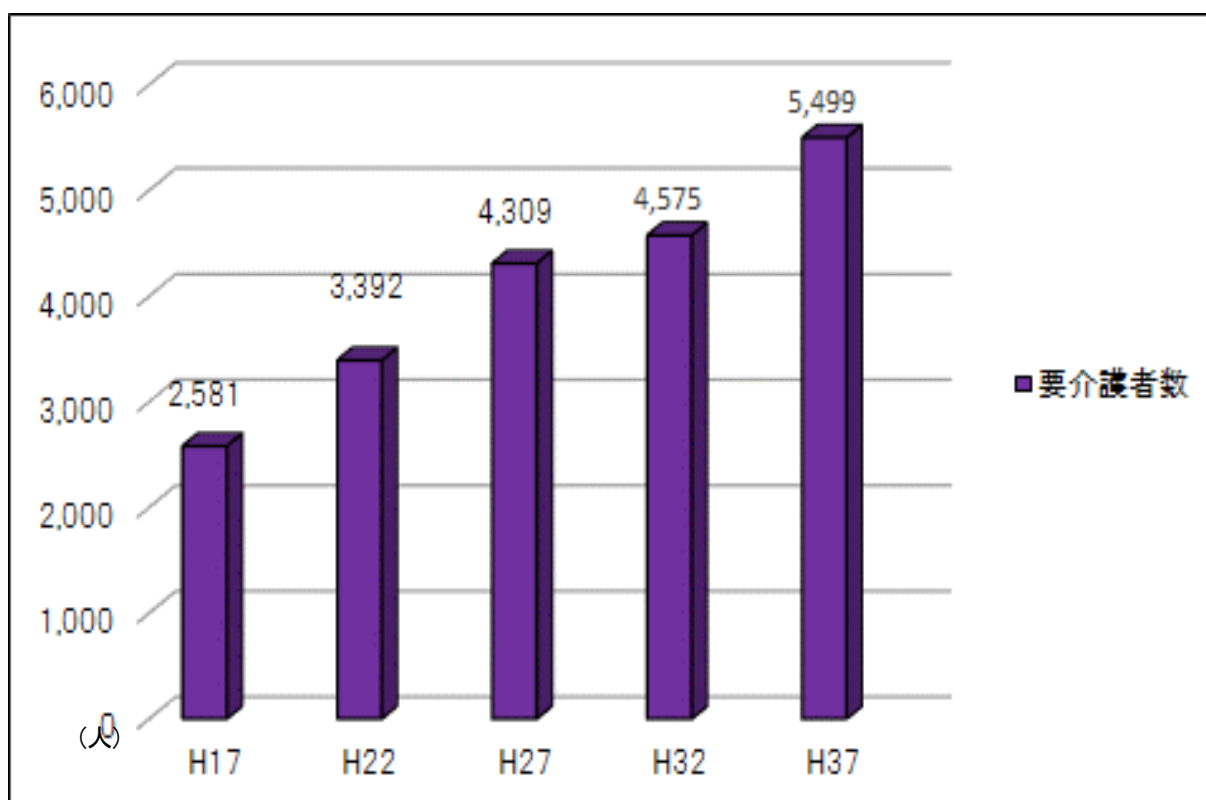
平成22年の要介護者(※1)数は3,392人、平成27年の要介護者数は4,316人です。平成22年と平成27年を比較すると924人の増加で、27.2%増えています。

また、平成37年度には要介護者数が5,499人となる見込みであり、増加していく予測となっています。

要介護者数の推移及び将来推計

(単位：人)

	H17	H22	H27	H32	H37
要介護者数	2,581	3,392	4,316	4,575	5,499



(資料：第7期那須塩原市高齢者福祉計画)

※1 要介護者とは、介護保険法に基づく要介護認定者及び要支援認定者をいいます。

7 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

① 身体障害者手帳交付者数の推移 (障害種類別)

平成24年の身体障害者手帳交付者数は4,383人、平成29年の身体障害者手帳交付者数は4,209人です。

平成24年と平成29年の手帳交付者数を比較すると174人の減となっています。これは、平成25年に喪失みなし者(手帳返還等の手続きをしていないが、死亡等が確認された者)の削除を行ったためです。

平成24年と平成29年の交付者数を障害種別に比較すると内部機能障害が98人の増となっていますが、その他の種別は減少しています。

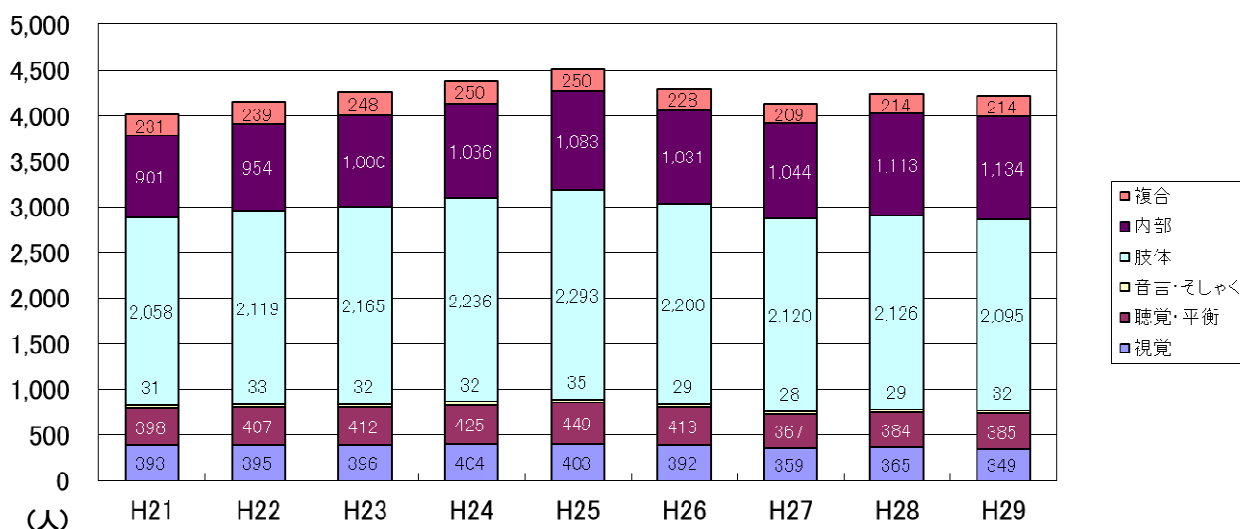
平成29年の総人口は116,510人で、手帳交付者は総人口の3.6%となっています。

平成29年における障害の種類別では、肢体不自由が2,095人で最も多く、手帳交付者全体の約半数を占めています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害種類別) 各年4月1日現在 (単位:人)

障害別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
視覚	393	395	396	404	403	392	359	365	349
聴覚平衡	398	407	412	425	449	413	367	384	385
音言そしゃく	31	33	32	32	35	29	28	29	32
肢体	2,058	2,119	2,165	2,236	2,293	2,200	2,120	2,126	2,095
内部	901	954	1,000	1,036	1,083	1,031	1,044	1,113	1,134
複合	231	239	248	250	250	228	209	214	214
計	4,012	4,147	4,253	4,383	4,513	4,293	4,127	4,231	4,209

※ H25年に、喪失みなし者(手帳返還等の手続きをしていないが、死亡等が確認された者)の登録削除を行ったため減少している。



② 身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）

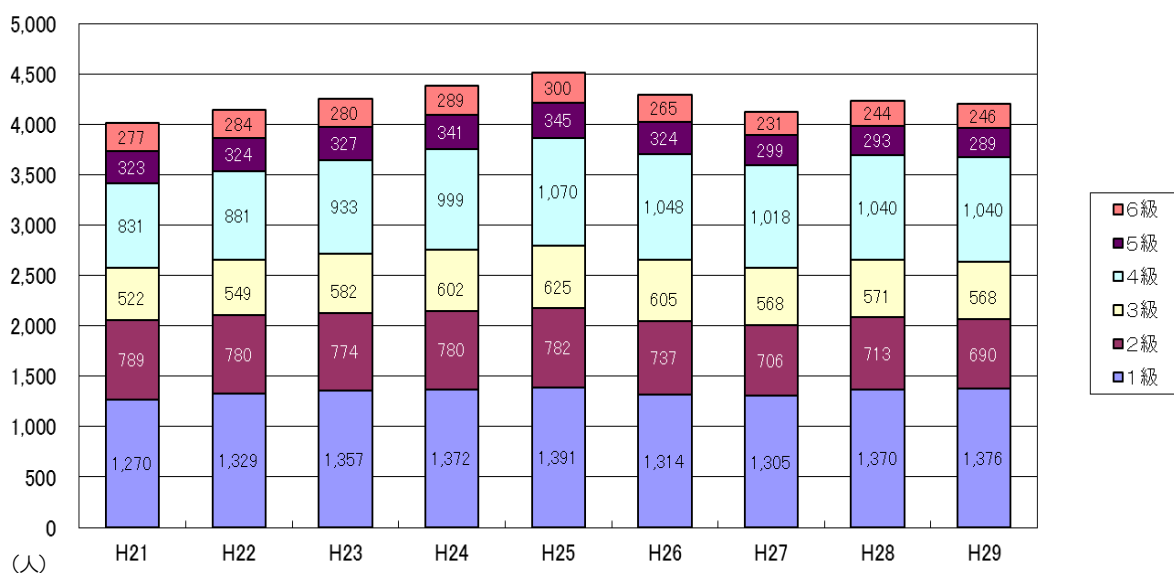
平成29年における障害の等級別では、1級が1,376人で最も多く、手帳交付者全体の32.7%を占めています。

次いで、4級が1,040人で24.7%、2級が690人で16.4%になっています。1級と2級を合わせると2,066人で、手帳交付者全体の約半数となり、手帳交付者のおよそ半数は1級又は2級の重度障害者です。

平成24年と平成29年の交付者の増加数を等級別に比較すると1級で4人、4級で41人の増となっていますが、その他の等級は減少しています。

身体障害者手帳交付者数の推移（等級別） 各年4月1日現在 (単位：人)

等級別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1級	1,270	1,329	1,357	1,372	1,391	1,314	1,305	1,370	1,376
2級	789	780	774	780	782	737	706	713	690
3級	522	549	582	602	625	605	568	571	568
4級	831	881	933	999	1,070	1,048	1,018	1,040	1,040
5級	323	324	327	341	345	324	299	293	289
6級	277	284	280	289	300	265	231	244	246
計	4,012	4,147	4,253	4,383	4,513	4,293	4,127	4,231	4,209



(2) 知的障害のある人の状況

① 療育手帳交付者数の推移（障害程度別）

平成24年の療育手帳交付者数は743人、平成29年の療育手帳交付数は917人です。

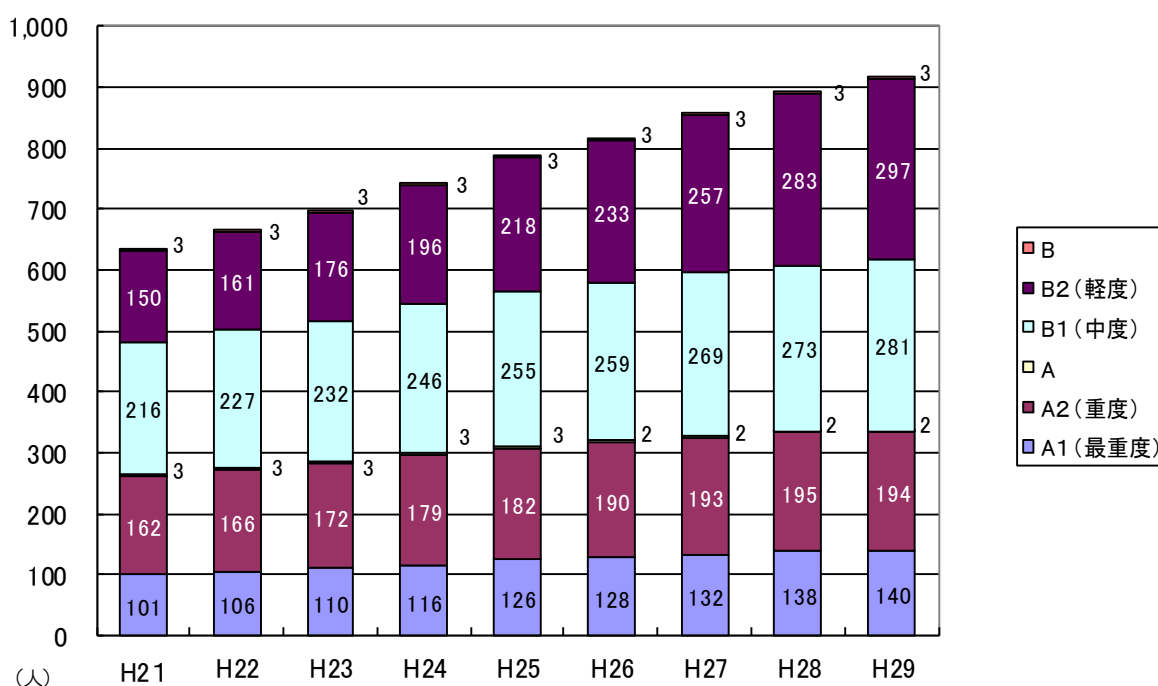
平成24年と平成29年の手帳交付者数を比較すると174人の増加で、23.4%の増となっています。

平成29年の総人口は116,510人で、手帳交付者は総人口の0.8%になっています。

平成29年における程度別では、A1（最重度）、A2（重度）、A（最重度及び重度）が336人、B1（中度）、B2（軽度）、B（中度、軽度）が581人であり、中軽度が手帳交付者全体の63.4%になっています。

療育手帳交付数の推移（障害程度別） 各年4月1日現在 (単位：人)

障害程度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
A1（最重度）	101	106	110	116	126	128	132	138	140
A2（重度）	162	166	172	179	182	190	193	195	194
A	3	3	3	3	3	2	2	2	2
B1（中度）	216	227	232	246	255	259	269	273	281
B2（軽度）	150	161	176	196	218	233	257	283	297
B	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	635	666	696	743	787	815	856	894	917



(3) 精神障害のある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（等級別）

平成24年の精神障害者保健福祉手帳交付者数は341人、平成29年の精神障害者保健福祉手帳交付者数は613人です。平成24年と平成29年の手帳交付者数を比較すると272人の増加で、約2倍に増えています。

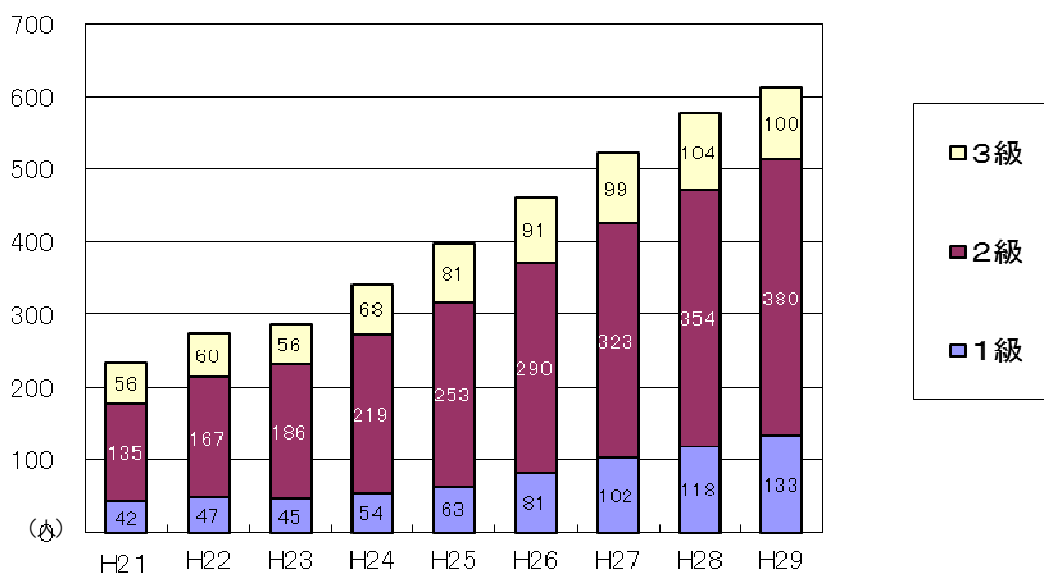
平成29年の総人口は116,510人で、手帳交付者は総人口の0.5%になっています。

また、自立支援医療（精神通院医療費公費負担）制度の利用者は1,693人であることから、精神通院医療を受ける人の中での精神障害者保健福祉手帳交付者の割合は低くなっています。

平成29年の等級別では、2級が380人で最も多く、手帳交付者全体の62.0%になっています。

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（等級別） 各年4月1日現在 (単位：人)

障害程度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1級	42	47	45	54	99	81	102	118	133
2級	135	167	186	219	254	290	323	354	380
3級	56	60	56	68	81	91	99	104	100
合計	233	274	287	341	434	462	524	576	613



自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移 (単位：人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受給者数	782	862	894	942	1,018	1,067	1,562	1,653	1,693

第2節 障害者関連施策の状況

1 主な福祉サービスの利用状況（平成28年度実績）

（1）訪問系サービスの内容と実績

事業名	内容	実績	【参考】 平成26年度 実績
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	2,016 時間/月 168 人/月	1,000 時間/月 131 人/月
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的にを行います。		
行動援護	知的障害者・精神障害者によって常時介護を必要とする人に、危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。		
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を援護します。		
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。		

（2）日中活動系サービスの内容と実績

事業名	内容	実績	【参考】 平成26年度 実績
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	4,411 人日	4,079 人日
		234 人/月	219 人/月
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活の援助を行います。	18 人/月	16 人/月

※人日：1か月の利用者が利用している日数を合計したもの（以下同じ）

短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	498 人日	313 人日
		81 人/月	51 人/月
自立訓練（機能訓練）	身体障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	0 人日	0 人日
		0 人/月	0 人/月
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	198 人日	168 人日
		16 人/月	14 人/月
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	897 人日	710 人日
		82 人/月	69 人/月
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労に結びつかなかった人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	418 人日	210 人日
		29 人/月	20 人/月
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労に結びつかなかった人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	2,329 人日	1,778 人日
		146 人/月	112 人/月

（3）居住系サービスの内容と実績

事業名	内容	実績	【参考】 平成26年度 実績
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	112 人/月	112 人/月
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	66 人/月	55 人/月

(4) 児童系サービスの内容と実績

事業名	内容	実績	【参考】 平成26年度 実績
児童発達支援	発育・発達に支援を必要とする未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	497 人日	530 人日
		87 人/月	96 人/月
放課後等デイサービス	発育・発達に支援を必要とする就学児に対して、放課後や長期休暇中などにおいて、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を継続的に行います。	1,429 人日	1,140 人日
		131 人/月	95 人/月

(5) 計画相談支援の内容と実績

事業名	内容	実績	【参考】 平成26年度 実績
計画相談支援	障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を提供します。	838 人/年	562 人/年
地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や精神科病院に長期入院している人が地域生活に移行する際、住居の確保や障害福祉サービス事業所等への同行等の相談支援を提供します。	0 人/年	0 人/年
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域生活に移行した障害のある人や一人暮らしへ移行した障害のある人が安定的に地域生活を営めるように、不安やトラブル等の電話による相談や夜間も含む緊急時の訪問など対応を行います。	2 人/年	3 人/年

2 補装具費支給の利用状況(平成28年度実績)

(1) 重度身体障害者分

交付件数は、「補聴器」40件、「装具類」26件、「盲人用安全つえ」14件の順に多く、修理件数は、「車いす」42件、「補聴器」25件、「装具類」8件と続きます。

(単位：件)

重度身体障害者（平成28年度実績）	交付	修理
義肢	1	0
義足	3	3
下肢装具	22	8
靴型装具	3	0
体幹装具	1	0
上肢装具	0	0
座位保持装置	3	5
盲人用安全つえ	14	0
特殊義眼	1	0
矯正眼鏡	4	0
遮光眼鏡	1	0
補聴器（高度難聴用ポケット型）	0	0
補聴器（高度難聴用耳掛け型）	22	16
補聴器（重度難聴用ポケット型）	0	0
補聴器（重度難聴用耳掛け型）	17	8
補聴器（耳あな型オーダーメイド）	0	1
補聴器（骨導式ポケット型）	1	0
車いす（普通型）	3	34
車いす（リクライニング式普通型）	0	0
車いす（ティルト式普通型）	0	0
車いす（手押型）	0	1
車いす（ティルト式手押型）	1	0
車いす（リクライニング・ティルト式手押型）	1	0
電動車いす（普通型）	0	7
電動車いす（その他）	0	0
歩行器	1	0
歩行補助つえ	2	0
重度障害者用意思伝達装置	0	0
座位保持いす	0	0
計	101	83
【参考】平成26年度実績 計	107	69

(2) 重度身体障害児分

交付件数は「座位保持装置」7件、「車いす」6件、「装具類」5件と続きます。

修理については、「補聴器」2件、「車いす」2件、「座位保持装置」1件となっています。

(単位：件)

重度身体障害児 (平成28年度実績)	交付	修理
義肢	0	0
義足	0	0
下肢装具	4	0
靴型装具	1	0
体幹装具	0	0
上肢装具	0	0
座位保持装置	7	1
盲人用安全つえ	1	0
特殊義眼	0	0
矯正眼鏡	0	0
遮光眼鏡	0	0
補聴器 (高度難聴用ポケット型)	0	0
補聴器 (高度難聴用耳掛け型)	0	0
補聴器 (重度難聴用ポケット型)	0	0
補聴器 (重度難聴用耳掛け型)	1	2
補聴器 (耳あな型オーダーメイド)	0	0
補聴器 (骨導式ポケット型)	0	0
車いす (普通型)	3	0
車いす (リクライニング式普通型)	0	1
車いす (ティルト式普通型)	1	0
車いす (リクライニング式手押型)	0	1
車いす (ティルト式手押型)	2	0
車いす (リクライニング・ティルト式手押型)	0	0
電動車いす (普通型)	0	0
電動車いす (その他)	0	0
歩行器	2	0
歩行補助つえ	1	0
重度障害者用意思伝達装置	0	0
座位保持いす	1	0
計	24	5
【参考】平成26年度実績 計	17	17

3 日常生活用具の給付状況（平成28年度実績）

「ストマ用装具」「紙おむつ」が圧倒的に多く、それぞれストマ用装具が2,516件、紙おむつが617件となっています。次いで視覚障害者関係の給付が48件となっており、視覚障害者が活発に日常生活用具給付を活用している傾向が見られます。

（単位：件）

平成28年度実績	身体障害者	身体障害児
特殊寝台	4	0
特殊マット	2	0
訓練いす	0	2
訓練用ベット	0	1
便器	1	0
入浴補助用具	1	0
T字状・棒状のつえ	2	0
移動・移乗支援用具	4	0
頭部保護帽	1	2
電磁調理器	2	0
聴覚障害者用屋内信号装置	2	0
ネブライザー（吸引器）	1	3
電気式たん吸引器	6	0
盲人用体温計	4	0
盲人用体重計	3	0
情報・通信支援用具	15	0
点字ディスプレイ	1	0
点字器	1	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	5	0
視覚障害者用拡大読書器	4	0
盲人用時計	4	0
聴覚障害者用通信装置	3	0
聴覚障害者用情報受信装置	2	0
点字図書	2	0
盲人用血圧計	7	0
ストマ装具	2,504	12
紙おむつ	263	354
計	2,844	374
【参考】平成26年度実績 計	2,713	285

4 更生医療・育成医療の利用状況（平成28年度実績）

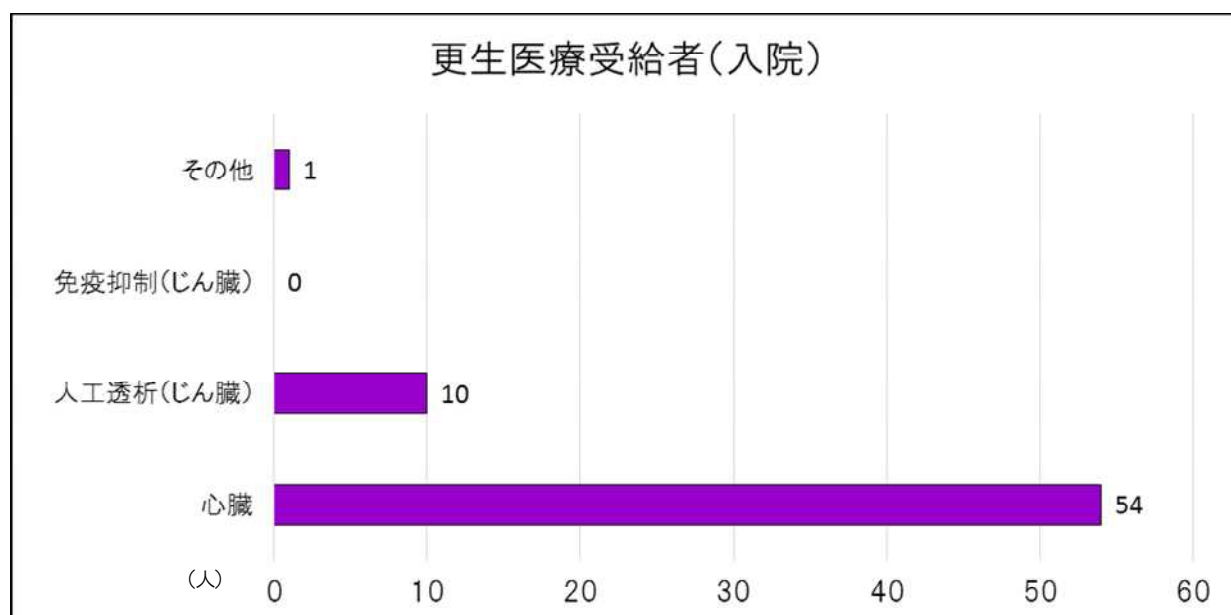
更生医療・育成医療とは、身体障害のある人（子ども）の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けてもらうために医療費の助成を行う制度です。

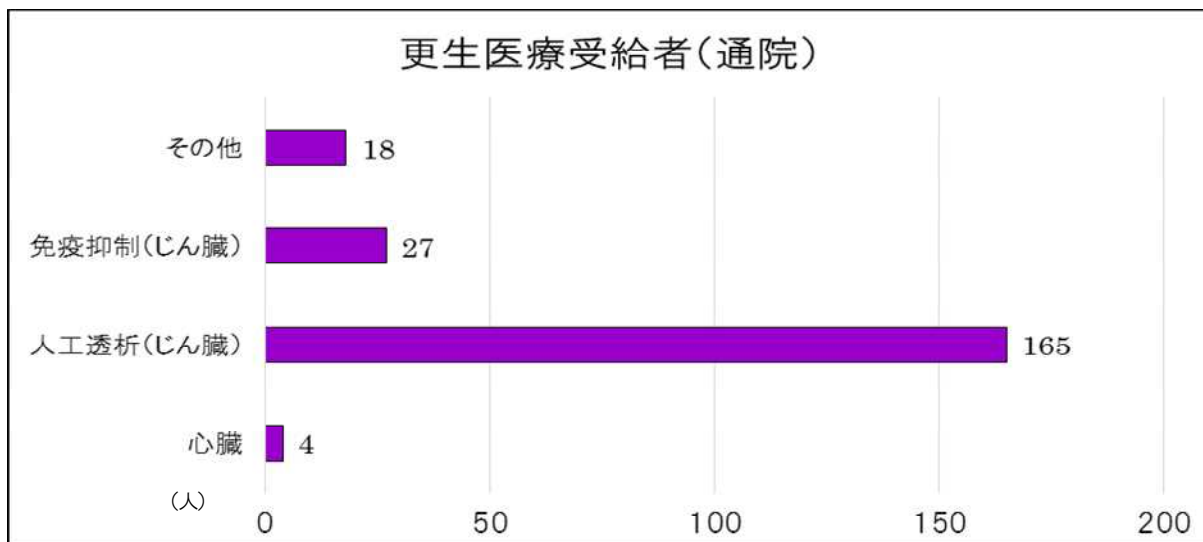
（1）更生医療

入院は「心臓」に関連したものが54件、入院外は「人工透析」が165件と実績の多くを占めています。

（単位：人）

区分	入院					入院外				
	心臓	じん臓		その他	計	心臓	じん臓		その他	計
		人工透析	免疫抑制				人工透析	免疫抑制		
受給者数	54	10	0	1	65	4	165	27	18	214
【参考】 平成26 年度実績	42	59	8	2	111	20	183	21	18	353



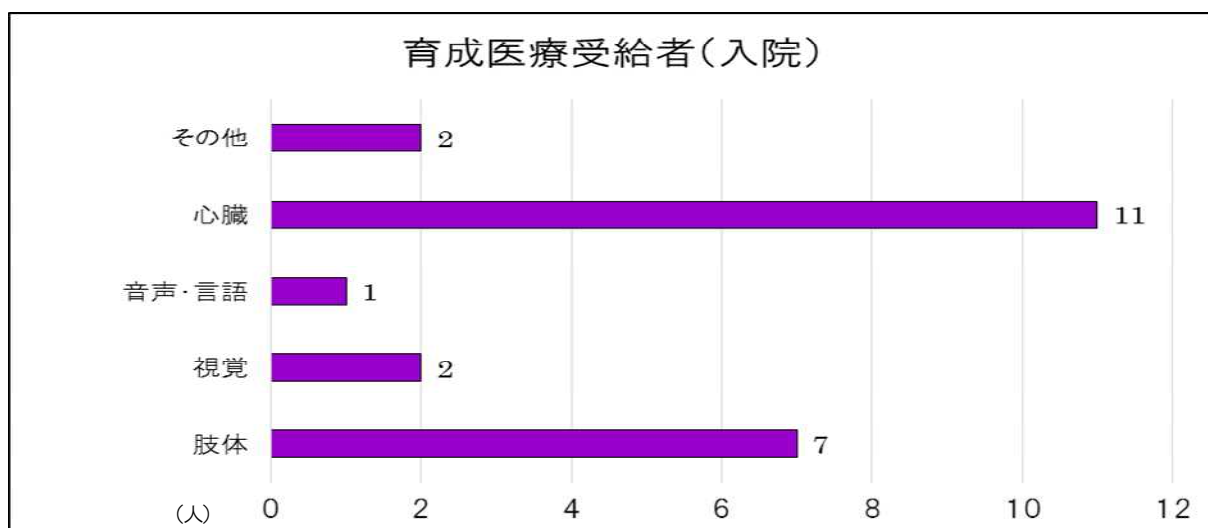


(2) 育成医療

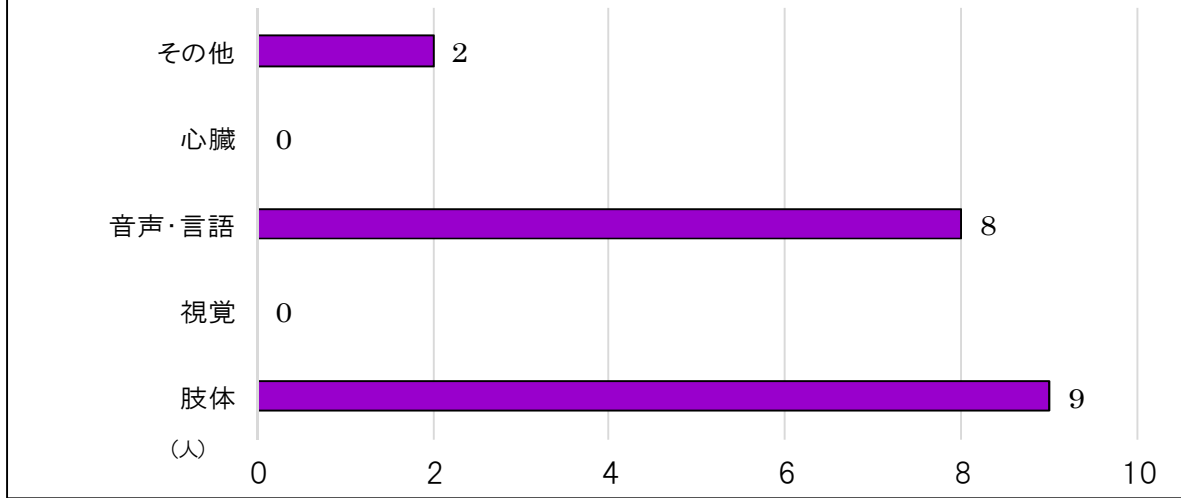
入院は「心臓」に関連したものが11件、入院外は「肢体」が9件となっています。

(単位：人)

区分	入院						入院外					
	肢体	視覚	音声言語	心臓	その他	計	肢体	視覚	音声言語	心臓	その他	計
受給者数	7	2	1	11	2	23	9	0	8	0	2	19
【参考】 平成26 年度実績	4	0	5	10	3	22	23	0	13	0	3	39



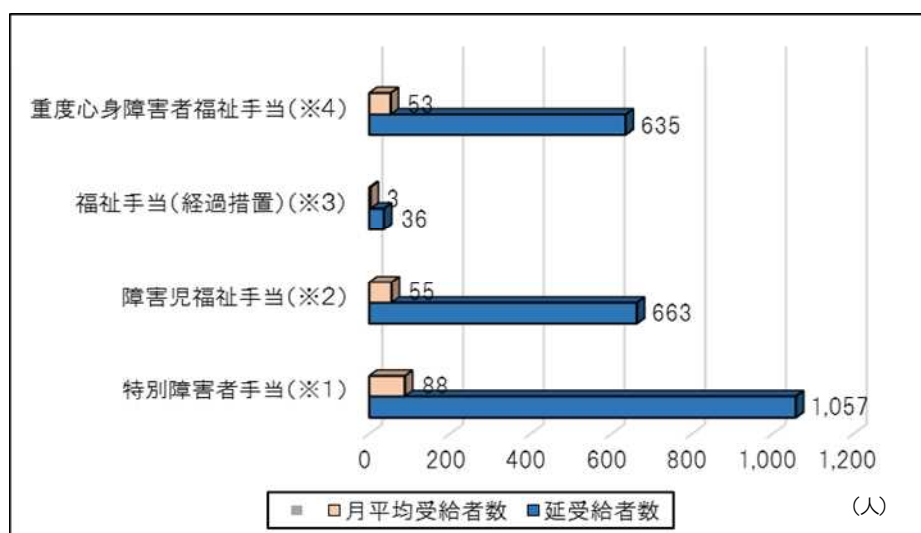
育成医療受給者(通院)



5 各種手当の支給状況（平成28年度実績）

（単位：人）

	特別障害者手当 （※1）	障害児福祉手当 （※2）	福祉手当（経過措置） （※3）	重度心身障害者福祉 手当（※4）
延受給者数	1,057	663	36	635
月平均 受給者数	88	55	3	53
【参考】 平成26年度 延受給者数	978	587	36	721
【参考】 平成26年度 月平均 受給者数	81	49	3	60



※1 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の在宅の人に支給される手当

※2 障害児福祉手当

在宅の20歳未満で障害のために常時介護を必要とする状態にある児童に支給される手当

※3 福祉手当（経過措置）

20歳以上の人で、制度改正（昭和61年4月1日）前の福祉手当を受給していた人のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない人に支給される手当

※4 重度心身障害者福祉手当

重度知的障害児（A1、A2）又は重度身体障害児（身体障害者程度等級表1級、2級）を養育している人に支給される手当

6 特定疾患患者見舞金制度の利用状況

栃木県で実施している「特定医療費（指定難病）受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」「一般特定疾患医療受給者証」の所持者に対して、見舞金として月額2,500円を支給しています。

平成29年3月現在、市内で特定疾患患者見舞金を受給しているのは945人で、病名別では「潰瘍性大腸炎」が138件、「パーキンソン病関連疾患」が118件と高い割合を占めています。

那須塩原市特定疾患患者見舞金制度利用状況

平成29年3月現在

NO	病名又は疾患群名	件数	NO	病名又は疾患群名	件数
1	潰瘍性大腸炎	138	22	多系統萎縮症	12
2	パーキンソン病	118	23	シェーグレン症候群	10
3	全身性エリテマトーデス	76	24	ネフローゼ症候群	9
4	全身性強皮症	43	25	筋萎縮性側索硬化症	9
5	クローン病	31	26	原発性胆汁性肝硬変	8
6	脊髄小脳変性症	27	27	広範脊柱管狭窄症	8
7	網膜色素変性症	24	28	IgA 腎症	7
8	サルコイドーシス	24	29	天疱瘡	7
9	特発性血小板減少性紫斑病	24	30	點頭てんかん	6
10	特発性拡張型心筋症	23	31	成長ホルモン分泌不全性低身長症	5
11	後縦靭帯骨化症	23	32	神経芽腫	5
12	重症筋無力症	20	33	若年性特発性関節炎	5
13	特発性大腿骨頭壊死症	19	34	顕微鏡的多発血管炎	5
14	ベーチェット病	18	35	ファロー四徴症	4
15	下垂体前葉機能低下症	15	36	筋ジストロフィー	4
16	再生不良性貧血	15	37	バージャー病	4
17	進行性核上性麻痺	15	38	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4
18	もやもや病	14	39	肥大型心筋症	4
19	皮膚筋炎/多発性筋炎	14		その他	123
20	多発性硬化症/視神経脊髄炎	13		計	945
21	混合性結合組織病	12		【参考】平成26年度実績 計	814

7 計画策定のためのアンケート調査

(1) 障害者福祉に関するニーズ調査

① 調査目的

那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画の基礎資料として、障害のある人の実態把握を目的として実施しました。

② 調査対象

本市における障害のある人のうち、平成29年6月現在で、障害福祉サービス及び地域生活支援事業利用者、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者の中から2,800人を抽出して対象としました。

③ 調査時期

平成29年7月

④ 回収結果

1,268件（回収率45.3%）

⑤ 調査結果

第5期那須塩原市障害福祉計画（第1期那須塩原市障害児福祉計画）に掲載しました。

(2) 地域福祉に関する意識調査

① 調査目的

那須塩原市地域福祉計画の基礎資料として、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等の把握を目的として実施しました。

② 調査対象

本市に在住の20歳以上の男女2,000人を抽出して対象としました。

③ 調査時期

平成27年12月

④ 回収結果

697件（回収率34.9%）

第3章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本理念

障害のある人についての国の施策では「障害者基本法」や「障害者基本計画」において、障害のある人の地域での暮らしを支える仕組みづくりを通じた共生社会の実現を志向しています。

また、栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン 2 1（2015～2020））では前計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承しつつ、「共に生きるとちぎをつくるために」、「とちぎで安心して暮らすために」、「とちぎで自分らしく輝くために」の 3 つが施策の柱に掲げられています。

さらに、平成 2 3 年の障害者基本法の改正をはじめ、平成 2 4 年の障害者優先調達推進法及び障害者総合支援法の施行や平成 2 6 年度の障害者権利条約の批准、平成 2 8 年度の障害者差別解消法の施行など、我が国の障害者施策は、近年、大きな変化を遂げています。

本市では、平成 2 9 年度から始まった第 2 次那須塩原市総合計画においては、「誰もが生き生きと暮らすために」という基本施策を実現させるため、障害者福祉を充実させる具体的な施策として「障害に対する理解を促進する」、「地域での障害福祉サービス・相談支援体制を充実させる」という 2 つを掲げています。

こうしたことから、本計画における基本理念についても第 2 期那須塩原市障害者計画を継続し次のとおりとします。

那須塩原市障害者計画の基本理念

ともに生きる社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ

地域とのつながりの中で

自立した生活を送れる社会を目指す

第2節 計画の基本目標

計画理念である「～ともに生きる社会づくり～障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す」の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

那須塩原市障害者計画の基本目標

(1) 地域密着型相談支援体制の確立

障害のある人に必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、権利擁護等の充実を図り、更にこうした対応をより身近な場所で行えるような地域密着型相談支援体制の確立を目指します。

(2) 自立と社会参加

障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化、スポーツ等あらゆる分野において、自らの意思に基づいて生活でき、自立した活動ができる地域社会を目指します。

(3) リハビリテーション理念の実現

身体的、精神的、社会的な適応能力の回復という技術的なことにとどまらず、障害のある人の自立自助を援助し、医学的、心理学的及び社会的な総合的対応として全ライフステージにおいてきめ細かにサービスが提供される社会を目指す「リハビリテーション理念」を実現します。

(4) 障害者の権利擁護（※1）

個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される地域社会を目指します。

※1 権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人に代わって、本人の自己決定権を尊重しながら援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

第3節 施策の体系

<基本理念>

ともに生きる
社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す

<基本目標>

地域密着型相談
支援体制の確立

自立と社会参加

リハビリテーシ
ョン理念の実現

障害のある人の
権利擁護

<分野別施策の方向>

生活支援体制の充実

保育・教育体制の充実

雇用・就業の促進

生活環境の整備

スポーツ・文化及び地
域活動の推進

情報・コミュニケーシ
ョン体制の充実

保健・医療体制の充実

啓発・広報等活動の充
実

権利擁護対策の充実

<分野別施策の展開>

相談支援体制の推進

福祉サービスの充実

年齢や障害特性に応じた
保育・教育の充実

障害のある人の雇用拡大

障害のある人にやさしい
まちの実現

防災・防犯対策の充実

スポーツ、文化活動の充実

各種地域活動への参加

障害特性に応じた適正な
情報提供の推進

障害の原因となる疾病の予
防・早期発見及び医療体制
の充実

リハビリテーション体制の
充実

啓発・広報普及活動の推進

福祉教育の推進

ボランティア活動の推進

権利擁護対策の推進

<目指すべき方向>

①相談窓口の周知及び充実 ②相談支援体制の強化 ③相談・情報拠点の整備

①介護給付の提供 ②訓練等給付の提供 ③居住系サービスの提供 ④児童系サービスの提供 ⑤計画相談支援の提供 ⑥自立支援医療の提供 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大 ⑧補装具の充実及び支給範囲の拡大⑨地域生活支援事業

①保育・幼児教育の充実 ②小・中学校における教育の充実 ③発達支援システムの推進

①障害のある人の雇用に関する啓発及び情報発信 ②福祉的就労の場の充実

①障害のある人にもやさしいまちづくり ②障害のある人の住宅改修

①防災・防犯ネットワーク体制の強化

①参加促進と支援体制の強化

①参加促進と支援体制の強化

①視覚障害及び聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実

①保健・医療・福祉の連携による相談体制の構築
②医療費の助成制度の維持

①全ライフステージにおけるサービスの提供

①市広報、ホームページを活用した普及・啓発活動 ②障害のある人に対する理解促進
③ヘルプマークの普及・啓発活動 ④ヘルプカードの普及・啓発活動

①就学前教育及び学校教育における福祉教育の推進 ②生涯学習を活用した福祉教育の推進
③民生委員・児童委員等による地域独自の福祉教育の推進

①ボランティアに参加しやすい環境の整備 ②専門ボランティアの育成・確保 ③学校を通じてのボランティ
ア活動の推進 ④民生委員・児童委員への協力依頼

①虐待防止対策の推進 ②成年後見制度利用の推進 ③差別解消の推進

第4章 分野別施策の現状と課題 及び目指すべき方向

第 1 節 生活支援体制の充実

＜分野別施策の方向＞	生活支援体制の充実
＜分野別施策の展開＞	(1) 相談支援体制の推進 (2) 福祉サービスの充実

＜分野別施策の展開 その 1＞

(1) 相談支援体制の推進

＜現状＞

本市では、障害のある人の個別ケースの相談については、地域生活支援事業の中の相談支援事業として取り組んでいます。

主に、身体障害、知的障害、精神障害の相談については「那須塩原市障害者相談支援センター」、「特定非営利活動法人那須フロンティア（ゆずり葉）」に、聴覚障害に関しては「栃木県北地区手話通訳派遣協会」に委託しています。相談者は、無料で相談を受けることができ、電話相談、訪問を受けての相談、施設に来所しての相談等、個別のケースに応じられる様々な相談形態を整えています。

平成 28 年度の相談件数は、身体障害及び知的障害に関する相談が 695 件、精神障害に関する相談が 1,144 件であり、多くの障害のある人がこの相談支援事業を利用しています。

また、障害者福祉のサービス利用や助成制度等に関する手続については、簡素化、迅速性等が求められています。

＜課題＞

身近な地域において障害のある人や家族、介護者等が気軽に悩みや直面している生活課題等を相談し、障害者福祉制度の内容やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは安定した地域生活を送るために必要不可欠な条件です。

また、障害のある人の家族の高齢化や虐待問題、判断能力が十分に発揮できないこと等による司法に関するトラブル等が懸念されることから、より一層相談支援体制の強化を図り、適正かつ迅速な相談支援を行う必要があります。

なお、「市が障害者向けの相談窓口を用意しているのを知っていますか。」の問いに対して、約半数の方が知らないと答えており、今後一層の周知を行う必要があります。

＜目指すべき方向＞

障害のある人が地域において自立した家庭生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となります。

このため、地域の実情に精通した中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため事業者及び就労、教育、保健・医療等の関連する分野の関係者からなる那須塩原市地域自立支援協議会の提言を得ながら、一層の相談支援体制の確立を図ります。

また、障害福祉サービス等の具体的な数値目標を「那須塩原市障害福祉計画」に定め、実現を目指します。

① 相談窓口の周知及び充実

障害のある人が利用しやすく身構えず相談できるような体制を整備するとともに、分かりやすく迅速な対応と手続の簡便化に努めます。

さらに、身近なところで気軽に相談できるよう、地域福祉活動の核である民生委員・児童委員等との協働を深め、住民の参加による地域ケアを進めます。また、地域における相談支援事業所の活動を強化し、福祉制度等に関する情報を積極的に提供できる体制を整えます。

また、那須塩原市障害者相談支援センターなどの相談窓口のより一層の周知を図ります。

② 相談支援体制の強化

幅広い相談内容に対応するため専門的な知識を有する職員を配置し、一般的な相談に加えて特に困難なケースに対する支援を強化し問題の解決を図ります。

③ 相談・情報拠点の整備

障害のある人のニーズを充分把握し、ニーズに応じた情報を分かりやすく提供するために、相談・情報の拠点となる相談支援事業委託事業所「那須塩原市障害者相談支援センター」「特定非営利活動法人那須フロンティア（ゆずり葉）」「栃木県北地区手話通訳派遣協会」の連携強化に努め、福祉・保健・医療の情報の収集・集約が円滑になるよう努めます。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 市が障害者向けの相談窓口を用意しているのを知っていますか。

(複数回答可)

No.	カテゴリ	構成比率
1	那須塩原市障害者相談支援センター(旧那須地区障害者相談支援センター)	28.6%
2	地域生活支援センター「ゆずり葉」	16.3%
3	県北手話通訳派遣協会	1.6%
4	どこも知らない	53.5%

＜分野別施策の展開 その２＞

（２）福祉サービスの充実

＜現状＞

障害福祉制度は、平成１５年４月の支援費制度の導入により、従来の措置制度から大きく転換されました。平成１７年１１月に「障害者自立支援法」が公布され、障害の種類を越えて一元的に福祉サービス等を利用できるようになり、平成２５年４月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者に対する支援の拡充等の改正が行われ現在に至ります。

こうした動きの中で本市では、障害のある人のニーズに対応した自立支援を行うため、地域の社会資源を積極的に活用しながらサービスの提供支援を行っています。

具体的には、障害者総合支援法に基づいて次の福祉サービスの支援に取り組んでいます。（原則として、利用者の自己負担があります。）

- 障害者総合支援法によって支援することが定められている福祉サービス（障害福祉サービス）の費用助成
- 障害のある人が医療サービスを受ける場合、その障害の程度等によって医療費を支給（自立支援医療費の支給）
- 障害のある人に対する補装具の交付
- 障害者総合支援法に支援が定められている障害福祉サービス以外で、市が必要な福祉サービスメニューを選択して行う「地域生活支援事業」の実施

また、障害のある人が今後利用したいと考えている福祉サービスを把握することは、本市の障害者福祉の方向性を決定する上で重要なことといえます。

障害者福祉に関するニーズ調査によると、‘あなたが今後利用したい福祉サービス（複数回答可）’について下記の項目で高い割合を占めています。

- 福祉タクシー利用券の公共交通機関利用助成給付 9. 1 %
- 福祉に関する問題や介護者からの相談があった際の情報の提供や助言を行う「相談支援」 8. 6 %
- 補装具又は日常生活用具の給付 5. 9 %

同調査において‘あなたは今後どこでどのように生活したいですか’という質問に対して、56. 7 %が「自宅で家族又はヘルパー等の介護を受けながらもしくは単身で生活したい。」と答えています。

こうしたことから、在宅での生活を基本として必要となるサービス（社会的に自立するための訓練、就労の場の確保、各種相談等の充実）が、重要になっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは今後どのような障害者向けのサービスを利用したいですか。

(複数回答可)

No.	カテゴリ	構成比率
1	居宅介護（自宅で入浴、排泄、食事などの介助）	4.6%
2	重度訪問介護（常に介助が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事、外出時の補助を行う）	3.4%
3	同行援護（視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動援護を行う）	2.9%
4	行動援護（知的・精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動介助や移動補助を行う）	4.2%
5	重度障害者等包括支援（常に介護が必要な人に居宅介護などのサービスを包括的に提供する）	3.1%
6	生活介護（常に介護が必要な人に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する）	5.5%
7	自立訓練（自立した日常生活や社会生活ができるように生活能力向上の訓練）	5.2%
8	就労移行支援（一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う）	3.7%
9	就労継続支援（就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う）	3.7%
10	療養介護（医療が必要な人で、常に介護を必要とする人に、病院等における機能訓練、療養上の管理、看護などを提供する）	3.6%
11	短期入所（家で介護を行なう人が病気等の場合、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行う ショートステイ）	5.1%
12	共同生活援助（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う グループホーム）	3.6%
13	施設入所支援（施設入所する人に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行う）	4.2%
14	相談支援（福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、情報の提供や助言を行う）	8.6%
15	児童発達支援（未就学児に日常生活における基本的な動作の指導などを行う）	1.7%
16	放課後等デイサービス（学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上等に必要の訓練等を行う）	1.7%
17	日中一時支援事業（日中の活動場所の提供及び見守りなどを行う）	3.7%
18	地域活動支援センター（創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流を進める）	3.8%
19	移動支援（外出時の円滑な移動支援を行う）	5.2%
20	コミュニケーション支援事業（聴覚等の障害者に手話通訳者等の派遣を行なう）	2.0%
21	福祉タクシー利用券の公共交通機関利用助成給付	9.1%
22	補装具又は日常生活具の給付等	5.9%
23	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）	5.3%

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	単身で生活	14.3%
2	自宅で家族の世話を受けて生活	36.2%
3	自宅でホームヘルパー等を活用して生活	6.2%
4	自宅で施設通所しながら生活	10.6%
5	障害を持つ人との共同生活	3.5%
6	施設入所	12.2%
7	その他	7.1%
8	無回答	9.9%

<課題>

地域福祉に関する意識調査において‘今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか’との質問に対して、「高齢者等の入所施設の整備」と並んで「高齢や障害があっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が高い割合で回答されています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では障害のある人の67.3%の人が、将来も自宅で生活したいと考えており、障害のある人や介護者の高齢化や核家族化が今後も進むことが予想されることを踏まえると、訪問系サービス（※1）及び日中活動系福祉サービス（※2）に対するニーズが一層高まってくることが想定されます。

加えて、施設入所や長期入院から地域での生活へ移行させることが国の方針となっていることからそのまま、訪問系サービス及び日中活動系福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、市の特性や状況に応じて独自の福祉サービスを提供できる地域生活支援事業について、過不足のない福祉サービスができるよう那須塩原市地域自立支援協議会において充分検討していく必要があります。

※1 訪問系サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、主に在宅で訪問を受けて利用する福祉サービスをいう。

※2 日中活動系福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、入所施設等で昼間の活動を支援する福祉サービス。社会的に自立するための訓練も含む。

「那須塩原市の地域福祉に関する意識調査」 平成27年12月

問 今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	高齢者等の入所施設の整備	51.6%
2	高齢や障害があっても在宅生活が続けられるサービスの充実	48.2%
3	住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援	20.9%
4	健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	30.4%
5	身近なところでの相談窓口の充実	25.1%
6	保育サービスや児童福祉施設の充実	23.0%
7	健康福祉に関する情報提供や制度案内の充実	19.2%
8	低所得者の自立支援	25.5%
9	ボランティアなどの参加の促進や支援	10.6%
10	健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実	11.3%
11	福祉教育の充実	12.1%
12	サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み	7.5%
13	その他	2.2%
14	わからない	5.3%
15	無回答	2.3%

※集計方法により計100%にはならない

＜目指すべき方向＞

障害のある人ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスを充実させます。

また、求められる福祉サービスは、その障害特性や程度によって様々であるため、訪問系サービス及び日中活動系福祉サービスに限らず、全ての福祉サービスについて、必要なサービスを必要な時に必要な量を受けられるようにサービスを質的、量的に確保することが重要になります。

特に、市が独自のサービスを提供できる地域生活支援事業は、障害者総合支援法で支援することが定められている福祉サービス以外に必要な福祉サービスを提供するものです。

地域生活支援事業については、那須塩原市地域自立支援協議会において、提供されているサービスと障害のある人のニーズを把握しながら、毎年度検証の上新規事業の追加又は削除について慎重に検討していく必要があります。

なお、障害福祉サービス等の具体的な数値目標は「那須塩原市障害福祉計画」に

定め、実現を目指すとともに、一層の事業の周知を図り、利用の拡大に努めます。
本市が取り組む主な福祉サービスは次のとおりです。

① 介護給付の提供

ア 居宅介護（ホームヘルプ）の提供

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の提供を行います。

イ 重度訪問介護の提供

重度の障害があり、常に介護を必要とする人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである「重度訪問介護」の提供を行います。

ウ 同行援護の提供

視覚障害により移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うなど「同行援護」の提供を行います。

エ 行動援護の提供

知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など「行動援護」の提供を行います。

オ 療養介護の提供

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」の提供を行いません。

カ 生活介護の提供

常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」の提供を行います。

キ 短期入所サービスの提供

自宅で介護する人が病気等により介護できない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「短期入所（ショートステイ）」の提供を行います。

ク 重度障害者等包括支援の推進

常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

ケ 重度訪問介護の支援対象の拡充

医療機関への入院時も一定の支援を可能とします。

平成30年度から開始予定です。

コ 居宅訪問型児童発達支援の新設

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。平成30年度から開始予定です。

② 訓練等給付の提供

ア 自立訓練（機能訓練）の提供

身体に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練）」を提供します。

イ 自立訓練（生活訓練）の提供

知的障害のある人、精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（生活訓練）」を提供します。

ウ 就労移行支援の提供

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い就労に結び付くよう支援します。

エ 就労継続支援A型（雇成型）の提供

一般企業等への就労に結び付かなかった障害のある人に、事業所において雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会を提供し、その知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います。

オ 就労継続支援B型（非雇成型）の提供

必要な体力や職業能力不足などの理由で就労に結び付かなかった障害のある人などを対象として、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

カ 就労定着支援

一般企業等への就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。平成30年度から開始予定です。

③ 居住系サービスの提供

ア 施設入所支援の提供

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。

イ 共同生活援助（グループホーム）の提供

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。

④ 児童系サービスの提供

ア 児童発達支援の提供

発育・発達に支援を必要とする未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」の提供を行います。

イ 放課後等デイサービスの提供

発育・発達に支援を必要とする就学児に対して、放課後や長期休暇中などにおいて、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」の提供を行います。

ウ 保育所等訪問支援の提供

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園等（以下「保育所等」という。）を現在利用しており、発育・発達に支援を必要とする児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を提供します。

エ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設に対象を拡大します。平成30年度から開始予定です。

オ 医療的ケア児に対する各種支援の連携

日常生活においてたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、これらの支援を行う保健・医療・福祉等の関

係機関との連携促進に努めます。平成30年度から開始予定です。

⑤ 計画相談支援の提供

ア 計画相談支援

サービス等利用計画の作成については、障害のある人（子ども）の自立した生活を支え、障害のある人（子ども）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するため、全ての障害福祉サービス利用者が計画の作成対象となっています。

イ 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に長期入院している人が地域生活に移行しようとする際、住居の確保や障害福祉サービス事業所等への同行等の相談支援を提供します。

ウ 地域相談支援（地域定着支援）

入所施設や医療機関から地域生活に移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人が安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に、電話による相談や夜間も含む緊急時の訪問などの対応を行います。

⑥ 自立支援医療の提供

「自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）」は、精神障害のある人の通院治療を促進し、適正医療を普及したり、身体障害のある人（子ども）の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けてもらうために医療費の助成を行う制度です。

一定の所得を超える人は対象外となり、所得等に応じて月額上限額を設けています。認定された人に交付される「自立支援医療受給者証」を指定医療機関で提示して受診します。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や育成医療の世帯、病状が「重度かつ継続」となる人については、負担軽減措置を設けています。

障害のある人の適正医療の普及と機能回復等のために、制度の周知と普及に努めていきます。

⑦ 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大

65歳に至るまでの相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サー

ビスの利用者負担に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。
平成30年度から開始予定です。

⑧ 補装具の充実及び支給範囲の拡大

障害のある人が身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活をしやすいするため、補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行います。

補装具は、障害の状態によって個別に設計加工されたものであり、身体機能を補完し、かつ、長期間にわたり継続して使用するものであるため、交付又はその修理を行う際は、身体障害者更生相談所等の意見を基に、利用者が適切な業者を選定するために必要な情報提供を行います。

原則1割の自己負担と所得制限があります。

また、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等においては平成30年度から貸与も可能となる予定です。

⑨ 地域生活支援事業

ア 相談支援の充実

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、地域において障害のある人を支援するネットワークを構築し、中立・公正な相談支援が実施できるよう那須塩原市地域自立支援協議会における検討・調整を行います。

イ 意思疎通支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、ニーズを的確に把握し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣するとともにコーディネーター設置に向けた検討を行います。

ウ 日常生活用具給付等の充実

重度の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人に対して、日常生活をしやすいための用具を給付することによって、日常生活上の困難を改善します。

その際、価格、家庭環境等をよく調査することで、利用者に対して真に必要な日常生活用具を給付するとともに、判断等が困難な場合には身体障害者更生相談所に相談を求めます。

また、福祉用具の相談等に従事する職員の資質向上のため、研修の充実を図ります。

エ 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な人（重度訪問介護や同行援護、行動援護利用者以外）を対象に、自立した生活や社会参加のための移動を支援します。

移動支援事業の形態としては個別支援型、グループ支援型があり、利用者の状況に応じた柔軟な体制で取り組んでいきます。

オ 地域活動支援センター事業の充実

障害のある人の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り自立に向けた取組を推進します。

カ 日中一時支援事業の充実

障害のある人の日中の活動の場を提供し、家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに障害のある人の社会適応訓練等の支援を図ります。

キ 訪問入浴サービス事業の充実

身体、家族及び住宅設備等の状況により、自宅において入浴することが困難な在宅の身体に障害のある人に対して訪問入浴車による家庭での入浴サービスを行います。

ク 自動車改造費用助成事業

就労等のため身体に重度の障害のある人が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する際の改造費用について助成します。

ケ 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障を来すおそれのある人に対して、市の判断により、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活介助・家事支援）を行います。

コ 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人を対象に、住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

⑩ 自立生活援助の新設

施設入所やグループホームを利用していた人が地域での単身生活を希望する場合、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要

な情報提供や相談・援助を行います。平成30年度から開始予定です。

第 2 節 保育・教育体制の充実

＜分野別施策の方向＞ 保育・教育体制の充実
＜分野別施策の展開＞ (1) 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実

＜分野別施策の展開＞

(1) 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実

＜現状＞

本市には、障害のある子どもの早期からの療育の場として、児童福祉法に定められた障害児通所支援事業や個別訓練を行っている民間療育施設等があります。

また、本市では保育園、認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育園等」という。）での生活において特に配慮が必要な子ども（要支援児）に対しては発達支援保育を行っています。実施に当たっては保護者から医師の診断書又は意見書等の提出を求め、要支援児の発達支援保育の必要性や集団保育の適否等を検討した上で必要な場合は保育士を加配しています。

平成29年8月1日現在、保育園等において発達支援保育を実施している人数は、市内保育園等の子ども2,935人のうち121人で4.1%となっています。

なお、幼稚園における要支援児については、施設に対し、人件費等の助成を行っています。

放課後児童クラブ（※1）における要支援児の受入れについては、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持」「医師の診断書」「特別支援学級に在籍」のいずれかにより支援対象児童と認定し、支援員を加配しています。

平成29年5月1日現在、放課後児童クラブにおける要支援児の受入れ人数は、市内放課後児童クラブを利用している児童1,669人のうち86人で5.2%となります。

市内小中学校においては、比較的軽度の障害のある児童生徒を指導する教育の場として、小学校では通級指導教室や特別支援学級が設置されており、中学校においても特別支援学級が設置されています。特別支援学級は、平成29年5月1日現在で、小中学校及び義務教育学校30校のうち28校に設置され401名（全児童生徒数のうち4.1%）が在籍し、また、通級指導教室は、小学校5校に設置され300名（全児童数のうち4.7%）が通っています。

また、市では、独自に採用した教師を生活支援・学級支援・学習支援・介護支援として通常の学級や特別支援学級に配置し、発達障害や発達障害の傾向のある児童生徒一人一人の支援の必要性に応じた指導に当たっています。

そのほか、中重度の知的障害児、知的障害とその他の障害との重複障害のある児童生徒を対象に特別な教育を行う場として、本市にある県立那須特別支援学校が活

用されています。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査‘あなたが今後さらに充実してほしいと思う教育施策はどれですか’という質問に対して回答率第1位が「障害のある児童の就学、教育相談」、第2位が「障害のある子と無い子の交流教育」、第3位に「特別支援学校における特別な教育プログラム」となっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが今後さらに充実してほしいと思う教育施策は次のうちどれですか。
(複数回答)

No.	カテゴリ	構成比率
1	障害のある児童の就学、教育相談	22.0%
2	家庭から学校までの通学手段	11.3%
3	放課後児童保育	10.6%
4	通常の学級における個別的な教育プログラム	9.5%
5	障害のある子と無い子の交流教育	19.8%
6	学区内の学校への通学	5.9%
7	特別支援学校における特別な教育プログラム	11.7%
8	その他	9.1%

※1 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校及び義務教育学校に就学している児童に対して、授業の終了後や土曜日又は長期休業日に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るためのクラブ。

<課題>

ニーズ調査によると、「障害のある児童の就学、教育相談」を望む人が最も多く、保護者に対して障害のある児童生徒の教育に関する情報を適切に提供し理解を深め、児童生徒の障害の種類や程度に応じた適正な就学ができるよう、就学に関する相談・支援体制の充実を図っていくことが必要です。

また、「障害のある子と無い子の交流教育」と回答した人は2番目に多く、就学前教育及び学校教育ともに、通常の学級で障害のない子と一緒に生活し、学びたいという要望が高まっており、これに対する受入れ体制を整備検討していく必要があります。

現在も保育園・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校、高等学校、労働機関等において、障害の特性に応じた様々な支援が展開されていますが、今後更にこれらを連携させていく必要があります。

<目指すべき方向>

障害のある子どもの自立や社会参加が可能となることを目指し、一人一人のニーズに応じて就学前から就労に至るまでの一貫した保育・教育支援を推進します。

保育・教育の機会を通じ、障害の有無にかかわらず、誰もがともに生きる社会の形成の基礎となる、個性や多様性を認める意識の醸成を図ります。

① 保育・幼児教育の充実

障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での保育・教育の充実を図ります。

保育所・幼稚園等における発達に支援が必要な子どもの増加に対応するために、発達支援保育や発達支援巡回相談等、個々のニーズに合わせた発達支援体制の充実を図ります。

② 小・中学校における教育の充実

障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障害のある児童生徒ができるだけ早い段階で適切な対応が受けられるよう、医療・教育等関係機関との連携を深めて、療育体制の充実を図ります。

就学に向けた取組としては、「年長児巡回相談」として市内の保育園等を巡回し、子どもの見取りを行い、必要に応じて就学に向けた就学相談「わかば相談」を実施しています。また、家庭・保育園等における子どもの様子を記載した「発達支援リレーシート」を活用し引継ぎをすることで、学校生活における支援の充実を図っています。

さらに、障害のある児童生徒が将来社会的に自立するための力を身に付けるため、インクルーシブ教育（※1）の理念を生かした、一人一人の状態に応じたきめ細かな教育的支援の充実に努めます。

③ 発達支援システムの推進

発達支援システムとは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、関係機関が相互に連携し、乳幼児期から学齢期、就労期（出生から20歳まで）において、早期から切れ目のない一貫した総合的な支援が提供できる仕組みのことです。

保育園・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校等において、保護者とともに「個別の指導計画」を作成し、日々の支援を行うとともに、子どもの成長に合わせて、「個別の指導計画」をもとに『個別の支援計画』を策定・活用し、就学前から就労に至るまでの継続した支援体制の充実を図ります。

※1 インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の学校で学べることを目指す教育理念です。

第3節 雇用・就業の促進

<分野別施策の方向>	雇用・就業の促進
<分野別施策の展開>	(1) 障害のある人の雇用の拡大

<分野別施策の展開>

(1) 障害のある人の雇用の拡大

<現状>

雇用・就業は、障害のある人の自立及び社会参加の中でも大変重要で、その能力を最大限発揮し、社会経済活動に参加することは障害のある人だけに限らず、地域社会にとっても有益なことです。

働くことによって社会に貢献できるよう、障害特性を踏まえた就労促進のための環境整備を図ることが必要です。

国における障害のある人の雇用対策としては「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、各種の施策が講じられていますが、平成29年6月現在の一般の民間企業における障害のある人の雇用率は1.97%であり、法律で定める雇用率2.0%を下回る状況になっています。

また、一般の企業で働くことが困難な障害のある人については、福祉的就労の場である「就労移行支援事業所」、「就労継続支援(A・B)事業所」及び「地域活動支援センター」等において就労することができます。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査によると、回答いただいた人のうち、「一般就労者」が15.9%、「福祉的就労者」が9.0%となっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは現在働いていますか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	一般就労	15.9%
2	福祉的就労(一般企業以外で働く)	9.0%
3	働いていない	63.7%
4	無回答	11.4%

<課題>

就労したいと考えている障害のある人の就労の場や職業訓練の場をニーズや就業形態に応じて確保していく必要があります。

一般就労に関しては、公共職業安定所との連携を深め、障害のある人に対する雇

用相談や事業主に対する障害のある人の雇用促進のための啓発活動を強化していくことが課題です。

また、福祉的就労については障害の特性や程度に応じた活動メニューを充実させる必要があります。

<目指すべき方向>

障害のある人が就労を通じて積極的に社会参加して経済的な基盤を確立した上で自立した生活を送るためには、障害のある人自身の持てる力が十分に発揮されるように多様な働き方ができる体制を整備する必要があります。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では‘あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）’という質問に対して「職場の障害者理解（上司や同僚に障害の理解がある）」17.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」15.1%、「通勤手段の確保」14.2%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」9.4%と、一般企業への就労対策の推進や公共交通等の整備、悩みを気軽に相談できる体制を作ることが必要です。

そのために、上記の内容について関係機関や一般企業等と情報を共有し、一般雇用はもちろんのこと、福祉的就労の促進に努めるなど、障害のある人の雇用機会の拡大に努めます。

① 障害のある人の雇用に関する啓発及び情報発信

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、企業への就業を希望する障害のある人への支援や雇用する側の理解と雇用拡大に関する啓発を促進します。

また、障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」、「就労継続支援A型（雇用型）」、「就労継続支援B型（非雇用型）」の職業訓練に関する障害福祉サービスを提供する事業所の拡大とこれらの情報提供に努めます。

平成30年度以降に新設される就労定着支援についても、サービスの拡大に向けて情報の提供に努めます。

② 福祉的就労の場の充実

福祉的就労の場は、障害のある人の働く場でもあり、日中の活動の場ともなっていることから、施設の運営について様々な支援を検討します。

更に、利用者や利用者の家族のニーズを把握しながら障害のある人の一人一人の能力向上への取組を支援します。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(複数回答)

No.	カテゴリ	構成比率
1	通勤手段の確保	14.2%
2	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	8.1%
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	15.1%
4	在宅勤務の拡充	8.6%
5	職場の障害者理解（上司や同僚に障害の理解がある）	17.2%
6	職場で介助や援助等が受けられること	9.1%
7	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	8.4%
8	企業ニーズに合った就労訓練	5.8%
9	仕事についての職場外での相談対応、支援	9.4%
10	その他	4.0%

第4節 生活環境の整備

<分野別施策の方向>	生活環境の充実
<分野別施策の展開>	(1) 障害のある人にもやさしいまちの実現 (2) 防災、防犯対策の充実

<分野別施策の展開>

(1) 障害のある人にもやさしいまちの実現

<現状>

障害のある人のみならず高齢者等全ての人が安心して生活し、社会参加できるように生活環境を整備することは重要な行政施策の一つです。

国では、高齢者や障害のある人などが自立した日常生活を送ることができるよう、旅客施設及び車両等、福祉タクシー、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設、改良時のバリアフリー（※1）化基準への適合義務、既存施設における基準適合の努力義務を課した「バリアフリー新法（※2）」を制定しており、福祉のまちづくりを推進しています。

しかしながら、障害者福祉に関するニーズ調査では‘外出する時に困ること（又は外出を妨げる理由）は何ですか。’という質問に対して、バスが少ないことや、道路、駅やバス乗り場に段差が多いこと、建物の設備（通路、トイレ、エレベーター）に対しての不便さを感じているという結果が出ています。

また、同調査で‘あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。’という質問について、単身で生活したい、自宅で家族の世話を受けて生活したいなどと考えている回答が67.3%と高い割合を占めており、障害のある人が地域で生活していく上で、あるいは介護をしていく家族にとっても、その基点となる住宅及び周辺施設の整備が必要です。

障害があっても自立生活が可能なバリアフリー化された住宅や施設は、福祉のまちづくりを支える地域資源として重要です。

※1 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられている。

※2 バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月成立）。

旧ハートビル法、旧交通バリアフリー法の2つを統合する形で制定された。公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進がその内容の柱となっている。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 外出する時に困ること（又は外出を妨げる理由）は何ですか。（複数回答）

No.	カテゴリ	構成比率
1	バスが少ない（ない）	12.2%
2	列車やバスの乗り降りが困難	7.7%
3	通路、駅やバス乗り場に階段や段差が多い	10.7%
4	切符の買い方や乗換え方法がわからない	7.8%
5	外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど）	9.4%
6	介助者が確保できない	5.6%
7	外出にお金がかかる	13.4%
8	周囲の目が気になる	6.0%
9	発作など突然の身体の変化が心配	8.7%
10	困ったときにどうすればいいのか心配	11.7%
11	その他	6.7%

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	単身で生活	14.3%
2	自宅で家族の世話を受けて生活	36.2%
3	自宅でホームヘルパー等を活用して生活	6.2%
4	自宅で施設通所しながら生活	10.6%
5	障害を持つ人との共同生活	3.5%
6	施設入所	12.2%
7	その他	7.1%
8	無回答	9.9%

<課題>

障害のある人の視点及び障害のない人の視点からのまちづくりという考え方を尊重し、本市全体のまちづくり計画（那須塩原市総合計画、都市計画マスタープラン等）との整合性を考慮しながら計画的にバリアフリーのまちづくりを推進していくことが重要となります。

また、交通事業者をはじめとする関係機関に対して、障害のある人に配慮した対策を実施するよう要請していくとともに、外出や通院の際の移動手段については、障害のある人の視点に立ち、関係機関・団体と協力・連携のもと、外出支援サービスの充実が求められます。

さらに、建築物に関しては「バリアフリー新法」等の理念の普及啓発に取り組み、特に公共・公益性のある建築物の建築主等には理解協力を求めていく必要があります。

このほか、障害のある人の障害や生活形態にあった住宅改修を促進することが必要といえます。その際の改修の相談先について、改修のアドバイスや助成制度の情報提供や個別ケースに対応できる具体的な指導等、総合的な支援体制を整備することが課題です。

<目指すべき方向>

① 障害のある人にもやさしいまちづくり

障害のある人のみならず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン（※1）に配慮した生活環境の整備を推進します。

また、障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連動したバリアフリー環境の実現に努めます。

障害のある人の状況等を勘案し移動手段の確保・拡大に努めます。

※1 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

② 障害のある人の住宅改修

障害のある人が、住み慣れた自宅で安全で快適に生活が営めるよう、住宅改修に対する助成制度の情報提供、相談、具体的な指導に至るまで総合的な改修支援体制づくりを検討します。

また、地域で自立した生活を送るグループホーム等については、ニーズを踏まえながら整備の支援を検討します。

＜分野別施策の展開 その2＞

（2）防災、防犯対策の充実

＜現状＞

災害時等の緊急時には、その規模が大きくなればなるほど、行政単独や自治会単独での支援では限界があり、既存の組織をネットワーク化させて総力での支援体制を整備する必要があることは、これまでの災害の経験からも明白であるといえます。

こうしたことから、本市では地域における自主防災組織の必要性を地域に訴えかけ、平成29年6月末日現在で108団体の自主防災組織が設立されています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査によると‘災害の際の避難場所を知っていますか’という質問に対し「知らない」という回答が53.2%と半数を超え、さらに、‘災害等が発生し、避難所等に避難するようにとの指示等が出た場合、自分の力だけで避難することができますか。’の質問に対しては、39.5%の方が「避難できない」、19.7%の方が「わからない」と回答しています。

なお、近年は犯罪の多様化や凶悪な犯罪の多発など、障害の有無にかかわらず地域生活を営む上での大きな不安材料となっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 災害の際の避難場所を知っていますか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	知っている	41.4%
2	知らない	53.2%
3	無回答	5.4%

問 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	避難することができる	36.9%
2	避難できない	39.5%
3	わからない	19.7%
4	無回答	3.9%

＜課題＞

障害のある人は、緊急時の連絡や災害時の避難が困難である場合もあり、防災対策や緊急時の連絡方法の確保は、重要な課題といえます。

このため、防災に対する市民の意識高揚を図り、地域の防災力を向上させるため、障害のある人をはじめとした災害弱者に対する具体的な支援体制の強化が必要です。

特に災害時には行政と地域における既存組織の支援が必要であり、地域内のネットワーク強化に向けて地域ぐるみで検討していく必要があります。

さらに、防犯対策についても災害時と同じように日常的な防犯体制を地域ぐるみで検討することが課題です。

<目指すべき方向>

① 防災・防犯ネットワーク体制の強化

地域における防災に関する広報活動の充実を図り、防災知識の普及・啓発に努めます。障害のある人自らが事故等を未然に防ぐことも重要であり、障害のある人の防災意識を向上させるため、防災に対する学習機会や啓発活動の強化に努めます。

なお、障害のある人等の災害弱者に対する防災対策の再点検を行うとともに、災害時避難行動要支援体制の充実など、行政、民生委員・児童委員、自治会、地域ボランティア等のネットワークの強化を図ります。

また、防犯対策として地域における住民と交番による防犯ネットワークの確立に努め、障害のある人に対する防犯知識の普及を促進します。

第5節 スポーツ・文化及び地域活動の推進

＜分野別施策の方向＞	スポーツ・文化及び地域活動の推進
＜分野別施策の展開＞	(1) スポーツ、文化活動の充実 (2) 各種地域活動への参加

＜分野別施策の展開 その1＞

(1) スポーツ、文化活動の充実

＜現状＞

障害のある人に対する支援は、公的な制度に基づく相談や介護等の日常生活領域を中心としたものというイメージがありますが、障害のある人の社会参加を促す最も有効な手段の一つとして考えられるのが、スポーツや文化活動等への取組です。

身体に障害のある人を対象としたスポーツ大会としては、那須塩原市身体障害者福祉会、大田原市身体障害者福祉会、那須町身体障害者福祉会が共催する「那須地区障害者（児）スポーツ大会」や栃木県等が主催する「栃木県障害者スポーツ大会」があり、100名を超える障害のある人が参加しています。

知的障害のある人を対象としたスポーツ大会としては、栃木県知的障害者育成会那須支部、那須塩原支部、大田原支部が主催する「那須地区ふれあいスポーツ大会」があり、150名近くの障害のある人が参加しています。

文化活動としては、栃木県障害者文化祭実行委員会主催の「栃木県障害者文化祭（カルフルとちぎ）」や那須塩原市社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」などを開催しています。この事業は、障害のある人が制作した作品の展示や、芸能の発表等を通して障害のある人・ない人、子どもやお年寄りなど全ての人が一堂に会し交流を深めるイベントです。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査で‘あなたが現在行っている活動はどれですか’という質問に対して「旅行」が19.7%、「映画館での映画鑑賞」が16.2%、「趣味などのサークル活動」が11.1%という結果になりました。

一方、‘あなたが今後行いたい活動はどれですか’という質問に対しては「旅行」が27.7%、「趣味などのサークル活動」が14.5%、「コンサートなどの音楽鑑賞」が14.0%という結果になっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが現在行っている活動はどれですか。（複数回答）

No.	カテゴリ	構成比率
1	スポーツ活動	8.7%
2	趣味などのサークル活動	11.1%
3	学習などのサークル活動	2.9%
4	地域の各種ボランティア活動	4.0%
5	旅行	19.7%
6	スポーツ観戦	5.2%
7	コンサートなどの音楽鑑賞	11.0%
8	映画館での映画鑑賞	16.2%
9	その他	21.2%

問 あなたが今後行いたい活動はどれですか。（複数回答）

No.	カテゴリ	構成比率
1	スポーツ活動	6.5%
2	趣味などのサークル活動	14.5%
3	学習などのサークル活動	4.6%
4	地域の各種ボランティア活動	4.0%
5	旅行	27.7%
6	スポーツ観戦	6.5%
7	コンサートなどの音楽鑑賞	14.0%
8	映画館での映画鑑賞	13.7%
9	その他	8.7%
10	無回答	27.7%

<課題>

障害のある人が障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を持つことは、障害のある人の自立と社会参加を促進させるきっかけづくりとなります。

これからの障害のある人を対象とするスポーツは、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、気軽にスポーツを楽しめる機会の提供や、障害のある人それぞれのレベルに応じたスポーツを楽しめる環境づくりを推進していく必要があります。

また、音楽を演奏したり、絵画を描いたりといった文化活動についての支援はほとんど行われていないというのが現状であり、今後何らかの取組をする必要があります。

<目指すべき方向>

① 参加促進と支援体制の強化

障害のある人の自立と社会参加を促進し、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を持つということは非常に大切なことであり、障害のある人の健康増進と生きがいの創造に向けてスポーツ、レクリエーション、文化活動への参加を促進します。

また、社会参加を推進するに当たって、障害のある人を支える社会資源の充実を図ります。

具体的な施策としては、まず、現在実施されている「那須地区障害者（児）スポーツ大会」、「栃木県障害者スポーツ大会」、「那須地区ふれあいスポーツ大会」への参加促進や、障害のある人もない人も気軽にできるスポーツの普及を図ります。

文化活動では栃木県障害者文化祭（カルフルとちぎ）やふれあい広場をはじめとして、「那須地区芸術祭」や「西那須野産業文化祭」などへの出品や参加を呼び掛けるとともに、障害のある人が文化活動に関わる機会や創作、表現、展示の場について拡充を図ります。また、舞台などの鑑賞事業において、字幕、音声ガイド等の充実を図り、身近に鑑賞できる環境を整えるなど、様々な文化活動への参加を促進します。

その際に、大会を主催する団体に対する各種支援も充実させていきます。

また、障害のある人がそれぞれのレベルに応じてスポーツ、文化活動を楽しむには、これを支援するボランティアや指導者等が必要になりますので、支援者の育成をはじめ障害のある人の充実した活動を支えるための体制の整備に努めます。

<分野別施策の展開 その2>

(2) 各種地域活動への参加

<現状と課題>

近年、障害のある人が一般の大会やイベントに参加することが増えてきているとはいえ、障害のある人全体から考えるとまだまだ少数であるといえます。

障害のある人に対象を限定した各種大会やイベントに参加するだけでなく、一歩進んだ社会参加を実現させるためには、一般の各種大会やイベント等への積極的な参加を推進する必要があります。

そのためには、地域で開催されるイベント等の主催者に、障害の枠を超えた企画立案等の認識を促していくことが重要といえます。

また、障害のある人が自ら地域イベント等を企画し開催する場合の支援の在り方などについて検討していきます。

<目指すべき方向>

① 参加促進と支援体制の強化

市主催の各種行事、各種イベントや子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に障害のある人の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼び掛け等を行います。

手段としては、地域生活支援事業の「地域活動支援センター」の活用もその1つです。

また、障害のある人自身が各種イベントの企画・立案に参画できる体制の構築を図ります。

第6節 情報・コミュニケーション体制の充実

＜分野別施策の方向＞ 情報・コミュニケーション体制の充実
＜分野別施策の展開＞ (1) 障害特性に応じた適正な情報提供の推進

＜分野別施策の展開＞

(1) 障害特性に応じた適正な情報提供の推進

＜現状＞

現在、ICT（情報通信技術）の進展に伴って様々な情報伝達手段が普及しています。しかし、障害者福祉に関するニーズ調査によると、障害のある人でパソコンやタブレットを使用している人は16.9%と少なく、日常生活にインターネット又は電子メールのどちらも利用していない人は59.0%と、半数以上を占めている状況にあります。

本市における平成29年現在の身体障害者手帳交付者のうち、視覚障害者は349人、聴覚障害者は385人です。視覚障害や聴覚障害のある人は点字や手話通訳等の情報伝達支援を活用しています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが現在使用している機器はどれですか。（複数回答）

No.	カテゴリ	構成比率
1	家の電話	34.1%
2	携帯電話	36.9%
3	ファックス	6.8%
4	パソコン	10.9%
5	タブレット端末	6.0%
6	その他	5.3%

問 あなたは現在インターネット又は電子メールを利用していますか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	インターネットを利用	11.6%
2	電子メールを利用	4.0%
3	どちらも利用している	11.4%
4	どちらも利用していない	59.0%
5	無回答	14.0%

<課題>

市広報誌やホームページだけではなく、多様なメディアを活用した障害のある人への情報提供を推進する必要があります。

また、視覚障害や聴覚障害のある人が情報格差によって不利益を被らないように障害の特性に応じた情報提供の手段を検討することが課題です。

<目指すべき方向>

① 視覚障害及び聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実

障害のある人が地域で当たり前のように生活できるように、障害者福祉サービス等に関する情報の提供とともに、特に情報を取得することが難しい視覚障害や聴覚障害のある人に対する情報・コミュニケーション手段を確保します。

具体的には、聴覚障害のある人に対する各種講習会の開催や視覚障害のある人を対象とした声の広報や音声コード（SPコード）（※1）等の普及に努めます。

また、障害のある人が、地域で安全に生活するために、障害の種類や程度等、一人一人のニーズに対応したきめ細かな情報・コミュニケーション手段の確保及び提供に努めます。

本市における障害のある人の多くは、インターネット又は電子メールはほとんど使用していないことから、障害種別に応じた各種パンフレットの送付、説明会、相談会等の実施やICT機器の普及も目指します。

※1 音声コード（SPコード）

音声コードは、紙に掲載された文字情報をデジタル情報に変えたシンボルで、QRコードと同様の二次元のデータコード。18mm角の中に日本語で約800文字のテキストデータを記録することができる。音声コードを音声情報として読むためには、専用の活字文書読上装置（テルミー、スピーチオ）が必要

第7節 保健・医療体制の充実

＜分野別施策の方向＞	保健・医療体制の充実
＜分野別施策の展開＞	(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見及び医療体制の充実 (2) リハビリテーション体制の充実

＜分野別施策の展開 その1＞

(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見及び医療体制の充実

＜現状＞

本市では、妊婦に対し、母子健康手帳交付時における保健師等の面接や妊娠後期相談、母親学級、妊婦健康診査費の助成等を実施しています。また、乳幼児期においては、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とした乳幼児健康診査や、5歳児発達相談、育児相談、精神発達相談、運動発達相談等を実施し、保健師等による乳幼児の成長に伴う発達の確認や育児に関する支援を行っています。さらに、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問や保健師・助産師等による養育支援訪問を実施しています。

成人においては、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の早期発見・早期治療のため、がん検診及び特定健康診査を行っています。また、生活習慣の改善を支援するため、健康相談会、健康セミナー、食生活相談等を実施しています。

加えて、経済生活や健康をはじめ、様々な問題を苦に自殺する人の割合が県内でも高いことから、相談事業を実施しています。

これらの健診や相談は、発達障害の早期発見をはじめ、障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療及び早期療育という意味で重要な役割を持っています。

また、難病患者に対しては、県が特定疾患医療給付制度により保険診療自己負担分の一部助成を行っています。市の事業としては特定疾患患者見舞金として月額2,500円を支給しています。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査によると、現在、病気や障害によって常時、医療的ケアが必要な人で服薬管理が必要な方が48.7%と最も高い割合を占めています。

さらに、「医療を受ける際にあなたが今後さらに充実してほしいと思う支援制度はどれですか」という質問に対しては「医療費の助成制度」という回答が38.5%、続いて「通院の際の移動手段」が29.5パーセントとなっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（複数回答）

No.		構成比率
1	気管切開	1.3%
2	人工呼吸器（レスピレーター）	0.9%
3	吸入	2.1%
4	吸引	2.4%
5	胃ろう・腸ろう	2.6%
6	鼻腔経管栄養	0.3%
7	点滴（静脈）	2.3%
8	中心静脈栄養（IVH）	0.4%
9	透析	6.4%
10	カテーテル留置	2.9%
11	ストマ（人工肛門・人工膀胱）	5.5%
12	服薬管理	48.7%
13	その他	24.3%

問 医療を受ける際にあなたが今後さらに充実してほしいと思う支援制度はどれですか。（複数回答）

No.	カテゴリ	構成比率
1	通院の際の移動手段	29.5%
2	診察時の手話通訳（聴覚障害者）	2.3%
3	ガイドヘルパー制度（視覚障害者）	3.2%
4	医療費の助成制度	38.5%
5	リハビリテーション医療サービス	12.3%
6	保健センター等での各種相談	9.4%
7	その他	4.8%

<課題>

障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見のためには、乳幼児健康診査や各種がん検診、特定健康診査等の重要性及び正しい知識の普及啓発を行うことで、受診率の向上を図るとともに、健康教育や健康相談の更なる充実を図る必要があります。

また、適切な時期に的確な支援を行えるよう、相談支援の体制整備が必要です。

自殺対策としては相談事業による心のケアに加えて、相談に来ることができない潜在的な自殺企図者の自殺発生予防・早期発見を図るためには、障害の原因となる疾病等を予防するための健康教育や健康相談の充実、さらに障害の早期発見を目的とした健康診査の受診率を一層高めることが必要です。

さらに、市民に対し、疾病等の大きな要因となるメタボリックシンドロームの予防や健康診査の重要性について意識啓発に努めていく必要があります。加えて、検診後の生活習慣改善指導等、事後指導の充実を図っていくことが必要です。

難病対策については、県北健康福祉センターと連携を図り難病患者に対する相談、保健指導等を行っていますが、さらに難病患者やその家族への支援を図ることが求められています。

障害福祉に関するニーズによると「医療費の助成制度」と「通院の際の移動手段」などの充実も求められています。

<目指すべき方向>

① 保健・医療・福祉の連携による相談体制の構築

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療につながる健康診査等は、重要な役割を果たすことから、今後も引き続き啓発広報活動を強化し、受診率の向上を図ります。

また、障害等の早期発見・早期治療・早期療育、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供など、一連の対応を適切・効果的に進めるため、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的な相談・支援体制を継続的に推進します。

自殺企図者に対しては、迎える相談だけでなく積極的な働き掛けを行い、各種相談窓口の周知や利用を促す啓発活動などに努めます。

なお、難病患者の療養生活を支援するために保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに関係機関の連携を図り、きめ細かな支援体制の整備に努めます。

② 医療費の助成制度の維持

自立支援医療の自己負担1割の助成や特定疾患見舞金の制度の維持・周知に努めます。

<分野別施策の展開 その2>

(2) リハビリテーション体制の充実

<現状>

障害のある人の自立と社会参加を支援するため、一人一人の状態に応じた機能水準を達成することを目的としてリハビリテーションが実施されています。

本市の障害のある人に対する保健・医療のリハビリテーション体制は、地域の身近な医療機関、市内外の大学病院、公的なリハビリテーション機関等多岐にわたっています。

<課題>

個人の障害の程度に合わせ、地域社会で自立した生活を送り、社会復帰できるようになるまで、障害発見の早期から一貫して受けられるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制の整備が必要です。

<目指すべき方向>

① 全ライフステージにおけるサービスの提供

身体的、精神的、社会的な適応能力の回復という技術的なことにとどまらず、障害のある人の自立自助を援助し、医学的、心理学的及び社会的な総合的対応として全ライフステージにおいてきめ細かにサービスが提供される社会の実現を目指します。

このため、乳幼児期から学齢期、成人期にわたっての地域の保健・医療・リハビリテーションの充実を図るため、県北健康福祉センター、保健センター、福祉事務所、医療機関等の連携を図りながら、各機関の情報を収集・整理・蓄積し、利用者の利便性を高める情報提供を行うとともに、一貫したネットワーク体制の整備を検討します。

第 8 節 啓発・広報等活動の充実

<分野別施策の方向>	啓発・広報活動の充実
<分野別施策の展開>	(1) 啓発・広報普及活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の推進

<分野別施策の展開 その1>

(1) 啓発・広報普及活動の推進

<現状>

本市では、「広報なすしおばら」やパンフレット等を活用して、障害のある人に関する制度やイベント等あらゆる情報を発信しています。

また、那須塩原市社会福祉協議会では「社協だより」や各種福祉講座等を通じて啓発・広報活動を行っています。

しかし、障害のある人が障害のない人とともに暮らしていくためには、更なる啓発・広報活動が必要といえます。

地域福祉に関する意識調査では、「近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか」の質問に対し、「できる範囲で支援したい」が31.9%と最も高い割合を示し、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の10.3%、「支援をしたいが、自分のことで精いっぱいその余裕がない」の32.7%を合わせた支援する意思を持っている人の割合は74.9%と高い割合を示しています。

また、障害者福祉に関するニーズ調査で「あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。」という質問に対して、回答の多い順に、「家族や親せき、友人・知人」が17.5%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が16.6%、「広報なすしおばらなどの広報誌」が16.0%、となっています。

一方で、「インターネット」が6.5%と普及率がまだまだ低いことが分かります。

同じく、同調査で「あなたが現在得ている障害者（児）に対する福祉サービスの情報の満足度はどうですか」という質問に対して「充分満足している」が4.7%、「満足している」が16.0%であり、2つ合わせると20.7%と、「情報が足りなく不満である」と「情報を伝える方法が悪いので不満である」を合わせた18.3%をわずかに上回っています。

「那須塩原市の地域福祉に関する意識調査」 平成27年12月

問 近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	近所に住む者として、できる範囲で支援したい	31.9%
2	支援をしたいが、何をすればいいのかわからない	10.3%
3	支援をしたいが、自分のことで精いっぱいその余裕がない	32.7%
4	支援は市役所がやる仕事なので、近所の者がしなくてもいい	2.2%
5	余計なお世話になってしまうので、支援はしない	7.3%
6	その他	2.6%
7	わからない	8.5%
8	無回答	4.6%

「障害者福祉に関するニーズ調査」 平成29年7月

問 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）

No.	カテゴリ	構成比率
1	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	16.6%
2	広報なすしおばらなどの広報誌	16.0%
3	インターネット	6.5%
4	家族や親せき、友人・知人	17.5%
5	サービス事業所の人や施設職員	11.4%
6	相談支援事業所などの民間の相談窓口	2.2%
7	行政機関の相談窓口（市役所、栃木県北健康福祉センター）	5.6%
8	那須塩原市障害者相談支援センター（旧 那須地区障害者相談支援センター）	1.7%
9	地域生活支援センター「ゆずり葉」	1.3%
10	県北地区手話通訳派遣協会	0.2%
11	かかりつけの医師や看護師	10.3%
12	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	5.5%
13	いのちの電話等の電話相談	0%
14	情報が得られない	3.2%
15	その他	2.1%

問 あなたが現在得ている障害者（児）に対する福祉サービスの情報の満足度は
 どうか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	充分、満足している	4.7%
2	満足している	16.0%
3	普通	47.6%
4	情報が足りなく、不満である	14.0%
5	情報を伝える方法が悪いので不満である	4.3%
6	その他	3.4%
7	無回答	9.9%

<課題>

障害のある人が社会の一員として、地域の人たちとともに暮らしていく共生社会を推進していくには、障害のある人に対する各種施策を実施するだけでなく、市民一人一人が障害のある人に対する理解を深めることが重要です。

そして、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、地域社会全体で支援する体制の確立を図ることが必要です。

また、障害のある人に提供する福祉サービス情報の質と提供方法を検討する必要があります。

<目指すべき方向>

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する市民の相互理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を強力に推進します。

① 市広報誌、ホームページを活用した普及・啓発活動

市広報誌や市ホームページを積極的に活用して、ノーマライゼーションの普及啓発活動に努めます。その際に、単なる情報提供ということにとどまらず、より市民が関心を持てるように、また、分かりやすくてすぐに役立つような内容となるよう、創意工夫に努めます。

② 障害のある人に対する理解促進

市民に広く障害者福祉についての関心と理解を深めていくために、恒常的な情報発信と「障害者週間」（※1）等を活用した障害者問題に関する啓発活動に努めます。

③ ヘルプマークの普及・啓発活動

義足や内部障害の方など、外見からは分からない障害があり、配慮が必要な方へのヘルプマークの普及活動及び市民への啓発活動に努めます。

④ ヘルプカードの普及・啓発活動

日常生活や緊急時等において、障害等により自ら支援を求めることが困難な方に対し、ヘルプカードの普及活動及び市民への啓発活動に努めます。

※1 障害者週間

障害者基本法において、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から12月9日の1週間を「障害者週間」と定めている。

＜分野別施策の展開 その２＞

（２）福祉教育の推進

＜現状＞

地域福祉に関する意識調査によると、回答した人ほとんどが何らかの手法をもって子どもたちに対する福祉教育を実践すべきと考えており、市民の福祉教育に対する関心の高さが伺えます。

この福祉教育は、地域において障害のある人と障害のない人がともに生活していくことの大切さやお互いの人権を尊重すること等を学ぶ上で、重要な役割を持っています。

また本市では、民生委員・児童委員を中心とした地域福祉の担い手を対象に福祉教育の重要性を理解認識してもらうことを目的として研修会等を実施しています。

「那須塩原市の地域福祉に関する意識調査」 平成２７年１２月

問 子どもたちに対する福祉教育について、どのように行うべきだと思いますか。
(○はいくつでも)

No.	カテゴリ	構成比率
1	学校教育の中で学ぶ	71.9%
2	家庭の中で家族から学ぶ	68.6%
3	地域の活動などを通じて学ぶ	48.2%
4	生活していく中で自然に身につく	31.6%
5	特に必要はない	1.1%
6	その他	0.6%
7	わからない	5.6%
8	無回答	2.9%

※集計方法により計 100%にはならない

＜課題＞

就学前の児童に対し、保育所等で障害のある人との交流活動を通して障害のある人に対する理解が深まるよう、幼少時期からの福祉教育を推進する必要があります。さらに、学校教育の中で、小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じた福祉教育を質量とも充実させていくことが重要です。

また、学校教育だけではなく地域活動や生涯学習を通じて、子どもから大人まであらゆる世代に対して障害福祉に対する学習の機会を提供する必要があります。

<目指すべき方向>

① 就学前教育及び学校教育における福祉教育の推進

保育所等における就学前教育や小・中学校等における学校教育を通して障害のある人に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。

② 生涯学習を活用した福祉教育の推進

生涯学習の一環として、交流事業や広報啓発活動を実施することにより、子どもから大人まであらゆる世代に対する福祉教育を行います。

③ 民生委員・児童委員等による地域独自の福祉教育の推進

民生委員・児童委員をはじめとして、障害のある人やボランティア、地元企業や商店街など地域内のネットワークを広げ、それぞれの地域にあった福祉教育の実現を目指します。

<分野別施策の展開 その3>

(3) ボランティア活動の推進

<現状>

本市における一世帯当たりの人数は、平成22年では2.6人、平成27年で2.5人と年々減少傾向にあり、核家族化が進んでいることから、家族間での支援が困難になってきています。

こうした中、障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、これを支援するボランティア活動が必要不可欠です。

本市では、障害のある人に対する様々なボランティア活動が行われています。

しかし、市民のボランティア活動に対する関心は次第に広まってきているものの、地域福祉に関する意識調査によると、「あなたはいままでどのようなボランティア活動に参加したことがありますか」や「今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか」という質問に対して「障害のある人に関する活動」と回答した方は、それぞれ全体の8.2%、8.9%と少なく、障害のある人に関するボランティア活動に対する市民の関心はまだまだ低い状況にあります。

那須塩原市の地域福祉に関する意識調査 平成27年12月

問 あなたはいままでどのようなボランティア活動に参加したことがありますか

No.	カテゴリ	構成比率
1	地域の行事のお手伝い	44.8%
2	環境美化に関する運動	34.4%
3	スポーツ・文化等に関する運動	13.9%
4	高齢者に関する運動	8.9%
5	障害のある人に関する活動	8.2%
6	災害時の救援などに関する活動	6.6%
7	子育てに関する活動	5.0%
8	青少年に関する活動	1.9%
9	保健医療に関する活動	1.7%
10	国際交流に関する活動	3.2%
11	福祉のまちづくりに関する活動	2.7%
12	その他	2.4%
13	無回答	4.2%
14	参加した経験はない	33.6%

※集計方法により計100%にはならない

問 あなたは今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか

No.	カテゴリ	構成比率
1	地域の行事のお手伝い	32.3%
2	環境美化に関する運動	23.2%
3	スポーツ・文化等に関する運動	14.9%
4	高齢者に関する運動	16.5%
5	障害のある人に関する活動	8.9%
6	災害時の救援などに関する活動	17.6%
7	子育てに関する活動	11.8%
8	青少年に関する活動	3.0%
9	保健医療に関する活動	5.3%
10	国際交流に関する活動	6.2%
11	福祉のまちづくりに関する活動	8.2%
12	その他	4.4%
13	無回答	6.7%
14	参加したくない	19.7%

※集計方法により計 100%にはならない

<課題>

障害者福祉に関するニーズ調査によると、「あなたは、今後どこでどのように生活したいですか」という問いに対して、「単身で生活」「自宅で家族の世話を受けながら生活」「自宅でホームヘルパーを活用して生活」「自宅で施設通所しながら生活」を合わせると67.3%を占めており、多くの障害のある人が住み慣れた家での生活を望んでいます。

こうしたことから障害のある人に対するボランティア活動の必要性が高まり、ボランティアに対するニーズも多様になってくるものと思われます。

障害のある人が、学校、職場、地域などあらゆる場面で共に生活していくことを支えるために、行政サービスの他に市民や事業所等によるボランティア活動の充実を図るため、各種奉仕員の養成やボランティア活動を行う民間団体に対する支援を強化する必要があります。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	単身で生活	14.3%
2	自宅で家族の世話を受けて生活	36.2%
3	自宅でホームヘルパー等を活用して生活	6.2%
4	自宅で施設通所しながら生活	10.6%
5	障害を持つ人との共同生活	3.5%
6	施設入所	12.2%
7	その他	7.1%
8	無回答	9.9%

<目指すべき方向>

児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

① ボランティアに参加しやすい環境の整備

障害のある人の日常生活を支援する活動は多岐にわたり、特にボランティアの意識を持たなくとも様々な支援活動を行なっている市民も多いことから、日常的な関わり合いの中で障害のある人も含めて多くの市民がそれぞれボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 専門ボランティアの育成・確保

社会福祉協議会、ボランティアセンター等によるボランティア養成講座を開催し、ボランティアの養成・確保に努めます。

専門的な資格を取得していなくとも比較的専門性の高いボランティアとして活動できるような手話通訳、点訳、朗読、外出介助を行うボランティアや障害者スポーツ指導員等の育成確保に努めます。

③ 学校を通じてのボランティア活動の推進

児童生徒がより気軽にボランティア活動に参加できるよう、学校を通じてボランティア活動への協力を要請します。障害のある人との交流によって福祉教育にもつながることから、今後の積極的な取組に努めます。

④ 民生委員・児童委員への協力依頼

地域福祉活動を推進するにあたって中心的な役割を担っている民生委員・児童委員に対して、地域でのボランティア活動がより活発に行われ、より多くの市民が参加できるように活動に関する様々な支援を要請していきます。

第 9 節 権利擁護対策の充実

<分野別施策の方向>	権利擁護対策の充実
<分野別施策の展開>	(1) 権利擁護対策の推進

<分野別施策の展開 その1>

(1) 権利擁護対策の推進

<現状>

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。

「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月24日閣議決定されたことに伴って、今後支援が必要な人は増加することが見込まれることから、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適切に行うことができる人材の育成・活用の研修などを行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では、成年後見制度の内容を知らない人が6割以上となっており、認知度が低い状況にあります。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、市では、事業者などに周知するとともに、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

<課題>

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人に対する差別の解消と社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が求められています。

引き続き、市民の障害に対する理解促進に取り組むとともに、合理的配慮と差別の解消に必要な実態把握、具体的支援策の検討が必要です。

また成年後見制度について広報誌や相談にて周知していますが、その認知度は依然として低いままであり、虐待の未然防止に向けた意識啓発なども求められている

ため、障害のある人の権利擁護についても引き続き取り組む必要があります。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成29年7月

問 成年後見人についてご存知ですか。

No.	カテゴリ	構成比率
1	名前も内容も知っている	21.7%
2	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	27.8%
3	名前も内容も知らない	39.8%
4	無回答	10.7%

<目指すべき方向>

① 虐待防止対策の推進

警察や医療機関などの関係機関との連携強化を図ることで、障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見、早期支援を進めます。

② 成年後見制度利用の推進

成年後見制度の利用に向けた周知啓発に積極的に取り組み、障害のある人が地域で安心して生活するための土壌づくりに努めます。

③ 差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害のある人に対する理解を深め、合理的配慮の浸透を目指して普及啓発に取り組みます。

第5章 計画の推進体制

第 1 節 計画の普及啓発

この計画は、本市の障害のある人に関する長期的な施策の方向性を示した行政計画ですが、社会福祉協議会、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員、市民等が一体的に取り組まなければならない共通の指針です。

それぞれの主体が本計画を理解した上で、ネットワークを形成して取り組む必要があります。このため、本計画の内容について普及啓発を進めます。

第 2 節 計画の推進体制

1 推進体制について

本計画を推進していくために、関係機関のネットワークを形成し、官民一体となって障害のある人の生活を支援する各施策の実現に向けて、創意工夫を図っていきます。

2 全庁的な施策の推進

本計画の推進に当たり、庁内関係部局との連携を強化し、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて障害のある人及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、総合的かつ効果的な推進に努めます。

3 計画の進捗状況の点検・評価体制

この計画の進行管理及び評価については、事業者や関係機関によって構成される「那須塩原市地域自立支援協議会」において行います。

また、市においても庁内関係部局との連絡調整体制を整備し、効果的な事業実施に向けた進捗状況の点検及び評価を行います。

この計画は6年間という長期計画であり、制度改正や国の障害者施策の動向を踏まえ、情勢の変化によっては計画の見直しを行うものとします。

4 国や県等の関係機関との連携強化

障害者福祉の中には、市で行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあることから、広域的連携の調整、モデル的事業の誘導など、国や県等の関係機関との連携を強化し、事業を推進します。

資

料

1 計画の策定経過

期 日	内 容	備 考
平成 29 年 6 月 16 日	第 1 回庁内検討会議 1) 計画概要について 2) 計画策定日程について 3) ニーズ調査について	那須塩原市役所 本庁舎 303 会議室
平成 29 年 6 月 29 日	第 1 回策定委員会 1) 計画概要について 2) 計画策定日程について 3) ニーズ調査について	いきいきふれあいセンター 視聴覚室
平成 29 年 7 月 14 日 ～ 平成 29 年 7 月 28 日	障害者福祉に関するニーズ調査	
平成 29 年 10 月 16 日	第 2 回庁内検討会議 1) 計画素案について 2) 計画策定のスケジュールについて	那須塩原市役所 本庁舎 901 会議室
平成 29 年 10 月 17 日	第 2 回策定委員会 1) 計画素案について 2) 計画策定のスケジュールについて	いきいきふれあいセンター 視聴覚室
平成 29 年 11 月 7 日 ～ 平成 29 年 12 月 7 日	パブリックコメントの実施 1) 計画素案について	
平成 29 年 12 月 18 日	第 3 回庁内検討会議 1) パブリックコメント結果について 2) 計画原案について	那須塩原市役所 本庁舎 201 会議室
平成 29 年 12 月 19 日	第 3 回策定委員会 1) パブリックコメント結果について 2) 計画原案について	いきいきふれあいセンター 視聴覚室
平成 29 年 12 月 28 日	保健福祉部部内会議	那須塩原市役所 本庁舎 301 会議室
平成 30 年 1 月 10 日	那須塩原市調整会議 1) 計画原案について	那須塩原市役所 本庁舎 303 会議室
平成 30 年 1 月 23 日	那須塩原市庁議 1) 計画原案について	那須塩原市役所 本庁舎 303 会議室
平成 30 年 3 月 日	那須塩原市議会 1) 計画について審議	那須塩原市役所 議場

2 那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく障害福祉計画の策定を円滑に進めるため、那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の総合的な検討調整に関する事項
- (2) その他障害者計画並びに障害福祉計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 障害者関係団体に所属する者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) 障害福祉に関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

3 策定委員会委員名簿

番号	区 分	組織・団体等の名称	氏 名
1	サービス事業者	社会福祉法人 太陽の里福祉会	松 本 和 重
2	サービス事業者	社会福祉法人 あいのかわ福祉会	菊 地 達 美
3	サービス事業者	特定非営利活動法人 那須フロンティア	木 村 友 一
4	サービス事業者	社会福祉法人 清幸会	磯 文 康
5	障害者関係団体	那須塩原市身体障害者福祉会	高 橋 亨
6	障害者関係団体	那須塩原市聴覚障害者協会	渡 邊 直 僚
7	障害者関係団体	那須塩原市心身障害児者父母の会	本 澤 恵美子
8	障害者関係団体	那須塩原市心身障害児者父母の会	星 理 加
9	障害者関係団体	那須塩原市心身障害児者父母の会	君 島 紀 子
10	保 健 関 係 者	栃木県県北健康福祉センター	栗 野 哲 実
11	医 療 関 係 者	黒磯那須地区医師会	高 野 謙 二
12	医 療 関 係 者	西那須野塩原地区医師会	小 関 邦 彦
13	教 育 関 係 団 体	栃木県立那須特別支援学校	福 田 昌 子
14	大 学 等	学校法人 国際医療福祉大学	谷 口 敬 道
15	教 育 関 係 団 体	那須塩原市小中学校長会	菊 池 修 一
16	雇 用 関 係 団 体	黒磯公共職業安定所	大 島 茂
17	雇 用 関 係 団 体	西那須野商工会	添 谷 勝 美
18	雇 用 関 係 団 体	那須塩原市商工会	菊 地 富士夫
19	学 識 経 験 者	社団法人 那須塩原市社会福祉協議会	高 橋 智 子
20	学 識 経 験 者	那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	大 森 利 男

那須塩原市障害者計画

平成 年 月発行

発行 那須塩原市

編集 那須塩原市 保健福祉部 社会福祉課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

TEL 0287-62-7026 (障害福祉係直通)

市ホームページ <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

